

令和元年12月第2回亶理町議会定例会会議録（第2号）

○ 令和元年12月11日第2回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 小野 一雄                      2 番 鈴木 邦彦

3 番 高野 進                        4 番 結城 喜和

5 番 安藤 美重子                  6 番 大槻 和弘

7 番 鈴木 秀一                      8 番 小野 明子

9 番 佐藤 邦彦                      10番 木村 満

11番 森 義洋                        12番 渡邊 健一

13番 澤井 俊一                      14番 佐藤 正司

15番 鈴木 高行                      16番 熊田 芳子

17番 鈴木 邦昭                      18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名）                  応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                  不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	山田周伸	副町長	三戸部貞雄
総務課長	佐々木人見	企画財政課長	大堀俊之
税務課長	佐々木厚	町民生活課長	関本博之
福祉課長	佐藤育弘	子ども未来課長	橋元栄樹
健康推進課長	齋藤彰	農林水産課長	菊池広幸
商工観光課長	齋義弘	都市建設課長	袴田英美
施設管理課長	齋藤輝彦	上下水道課長	川村裕幸
会計管理者兼会計課長	菊地邦博	教育課長	奥野光正
教育次長兼学務課長	南條守一	生涯学習課長	片岡正春
農業委員会事務局長	山田勝徳	選挙管理委員会書記長	佐々木人見
代表監査委員	渋谷憲之		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西山茂男	庶務班長	伊藤和枝
主事	片岡工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番 安藤美重子議員、6番 大槻和弘議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

17番鈴木邦昭議員、登壇。

〔17番 鈴木 邦 昭 君 登壇〕

17番（鈴木邦昭君） 17番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、1項目め、防災・減災対策について、2項目めは高齢者の免許返納者に対する本町の取り組みについて、以上2項目質問させていただきます。

初めに、防災・減災対策について質問させていただきます。

本年10月12日夜遅くから13日未明にかけて、台風の通過に伴い非常に激しい雨となり、阿武隈川や吉田川の流域で観測史上1位を更新する記録的な豪雨となったわ

けでございます。このとき仙台管区気象台では宮城県に大雨特別警報を発表したわけですけれども、このときの豪雨に対して本町の取り組みについて質問させていただきます。

まず1項目め、台風や大雨により、躊躇なく町民への避難勧告や避難指示などを促す的確な情報発信の取り組みについて、どのような取り組みをされているのか答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員ご質問の10月12日から13日の台風19号の通過に際した対応をまず初めにご説明させていただきます。

12日の12時30分に中央公民館に自主避難所を開設させていただきました。その後、16時15分に避難準備・高齢者等避難開始情報、19時に避難勧告、そして、13日明け方3時55分に避難指示（緊急）を発令しておりますが、いずれの情報につきましても、防災行政無線、緊急速報メール、登録型メール、ホームページ、Lアラート、このLアラートはテレビにテロップで出る仕組みになっているものでございますが、といった各システムのほか、消防団員による広報活動により情報発信を行っております。

なお、台風による大雨につきましては、仙台管区気象台や国土交通省仙台河川国道事務所とのホットラインにより連携し、最新の情報をいただきながら的確な判断で住民に対し情報を伝達しているところでございます。

なおつけ加えさせていただきますと、当日は仙台河川国道事務所よりリエゾンとして1名の連絡員、そして、自衛隊より2名の方、消防のほうからも役場に来ていただきまして常々情報を共有していた状況でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今、町長の答弁で、最終的には避難指示（緊急）を出されたということでございます。そうしますと、警戒レベルは何に当たるんですか。1、2、3、4、5とあると思うんですけれども、その件をお聞きします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 16時15分に出しました準備情報、高齢者避難開始、こちらのほうが警戒レベル3でございます。そして、19時に発令しました避難勧告が警戒レベル4、23時10分に警戒レベル5相当の大雨特別警報、発表しまして、3時55分は警戒レベ

ル5相当の避難指示（緊急）を発令しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） これはやはり的確な情報発信、この件についてはやはり私も非常に大事なことだろうと思います。

10月12日の台風では町としては余り、被害がありましたけれども、大きな被害をこうむったということはございませんでしたけれども、それでも床上浸水が5軒か6軒あったと私は聞いております。

そしてまた、今、町長の答弁で警戒レベル5相当の避難情報を流したということでしたけれども、あのときの避難指示でございますけれども、避難指示が適切であっても避難所について適切であったのかどうか。当時、避難者の方々、今の町長の答弁で公民館に避難したということでございますけれども、あのときは公民館が満杯となりました。そして、その後避難してきた方々、避難所を変えて、あの大雨が降っている中ですね。大雨の降っている中、移動したことについて、本当にこれは的確な情報発信がされたのか。適切であったのかと私は思っているわけでございます。あのときは大雨ですからあの中を移動するというのは非常に危険というのも、5相当の警戒レベルを発しているわけですから、その雨の中を移動されたわけですから、果たしてそれは的確な情報発信されたのかということをお私に思ったわけでございます。しかも、それは適切であったのか。なぜ公民館に集中したのか。そしてまた、本町の豪雨災害時の避難所の計画についてどのように作成されているのか、その点を伺いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほうは、担当しています総務課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それではお答えさせていただきますが、まず避難所開設に当たっては、地域防災計画に基づきまして避難所を設定しているわけでございますが、亘理小学校については亘理地区、亘理中学校については荒浜地区、吉田小学校については吉田地区、中央公民館については逢隈地区ということで避難準備・高齢者等の避難開始を行ったわけなんです、最終的に午後8時15分に確かに中央公民館が満杯になったということで亘理中学校へ誘導していただくような形で、これについ

ては、先ほど町長の答弁にもありましたとおりＬアラート、それから登録型メール、ホームページで発信したところでございます。

ただし、やはり避難所を開設して準備していく上で、どれくらいの方が避難するかとある程度想定はもちろんしているわけですが、最終的に中央公民館が満杯になったということで午後８時15分に亙理中学校への誘導を行ったということで、最終的に的確だという判断でございますが、やはり準備段階からと、時間的経過をする中では的確にしたんですが、結果的にそういったことがあったということは今後の検討課題だと思っております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今、答弁いただきましたけれども、当局では的確にしたかもしれませんが、私は的確ではなかったのではないかなと、こう思うわけですが。やはりあの大雨の中で、今回は何もない、あそこの公民館から亙理中学校までは崖崩れとかそういったものはまず見えないんですね。危険だということはないかもしれませんが、あの大雨の中ですよ。大雨の中移動してくださいと、これは余りにもひど過ぎないのかなと私は個人的には思ったわけですが。

先ほど答弁の中で警戒レベル５相当を出したということでしたけれども、これについては、国は平成30年7月の西日本豪雨を踏まえた水害、土砂災害からの避難に関するワーキンググループというのを設置して取りまとめて公表したわけですが、この取りまとめでは、住民がみずからの命はみずから守る意識を持つということが出ました。確かにそうですね。

そしてまた、行政は住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援すると、このようになっております。このことを強調して、気象庁が出す防災・気象情報と自治体が出す避難情報、５段階レベルで警戒レベルであらわすことを提言したわけですが、もう一度亙理町民の皆様方に、山側、海側、川側といろいろあるわけですが、徹底してそこどころ避難所、避難所はここに避難してくださいよというのをもう一度、１回出したからもういいでしょうではなく、これからまたどうということが起きるかわかりません。ですから、もう一度これを徹底させるべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 今回の件、今、鈴木議員のご指摘のとおりでございます。ただ、1

点つけ加えさせていただきますと、今回、中央公民館並びに隣の体育館、すぐ体育館を開放して多くの人を入れようと思ったんですが、もう皆さん車で、それも余り乗り合わせとかではなくいらっしゃるものですから、その辺で体育館に入れない、駐車場がいっぱいあの辺に入れない、特に向かいのグラウンドはぬかるむ状態で入れないということで今回は仕方なく、済みませんが亙理中学校のほうに移動していただいたということもあります。今後、避難の方法等も含めまして周知をさせていただければと思っている次第でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 町長の言っている意味はわかりますけれども、やはり住民はみずからの命はみずから、先ほど言いましたようにみずから守る意識を持つ、そういうつもりで住民の皆様は、車で1人1台で逃げてこられた方もいるでしょうし、家族全員乗ってくる方もいらっしゃるでしょう。やはりそういったことも考えていただければと思います。駐車場も確かに狭いということもあるでしょうけれども、そこはまたこれから考えていく必要があるかと私は思います。

それから、浸水想定区域が指定されていないなど、ここは大丈夫ですよというところが結構あると思うんですけれども、その場合に過去の被害による実績の浸水範囲とか浸水深、そういった情報について、これは収集、整理されているのかどうか、これを1点お伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらのほうも総務課長からお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 確かに過去の浸水区域、冠水的なことになると思うんですが、他の自治体で作成しているところもございますけれども、本町においても、過去の状況を踏まえてどういった活用をすべきかということをもまず庁内で相談させていただきまして、いい活用ができるようなマップ等を作成する考えはございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） これはやはり行政に頼るだけではなく、先ほども言いましたようにみずからの命はみずから守る意識を持つと、これが重要だと私も思います。行政側も適切な避難行動をとれるように促す、これもまた大事だろうと私は思っております。二度と満杯になりましたので移動してくださいと、こういうことがないように

そこはしっかり避難所の計画を立てていただきたいと思います。

2問目に入ります。災害時、避難所の取り組みについて3点質問いたします。

まず1点目、体に障害のある方々やいろいろありますね。聴覚の方、視覚の方、それから肢体不自由の方とかいろんな方がいらっしゃると思いますけれども、また、高齢者の方々、こういった一般避難所が厳しいという方などに対して本町ではどのような取り組みをされているのか。この件について伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 本町におきましては、災害時、身体に障害のある方や高齢者の方々など一般避難所での避難生活が困難である方のために、必要に応じまして民間の福祉施設を福祉避難所として設置・開設をしております。

福祉避難所等につきましては、要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所としてバリアフリー化となっている町内外の福祉施設や特別支援学校と福祉避難所等の設置協力に関する協定の締結を行いまして、緊急入所施設として4カ所、福祉避難所として7カ所、及び県立学校1カ所を指定しているところでございます。

福祉避難所等が設置・開設された場合、福祉避難所には要配慮者の対応に当たる福祉施設側としては要配慮者を受け入れられる人数には限度があり、また、受け入れられる要配慮者の病気、障害の程度、心身の状況、服薬の状況等をきちんと把握した上で対応しなければ適切な避難生活を提供できないものでありますので、要配慮者に係る今現在の情報は必要不可欠なものでございます。

そうした事態に備えまして、本町では町内を拠点に事業を展開している19の居宅介護支援事業者と災害時要援護者避難支援に関する相互協定書を締結しており、一般避難所におきまして町の保健師と介護支援専門員が連携して要配慮者の心身状況を適切に把握し、優先順位をつけた上で福祉施設に情報を提供し、二次避難の支援に当たるという体制を構築しているところでございます。

要配慮者の状況把握に当たる介護支援専門員と福祉施設とは、年に1回、災害時対応検討会として福祉避難所の開設の流れと二次避難支援の手順について確認を行う取り組みも実施させていただいております。

今後につきましても、平時から災害が発生した場合を想定しまして医療・福祉・介護関係機関との情報共有、連携強化を図ることで要配慮者の安全で安心な避難支援を行えるように取り組んでまいる所存でございます。



議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今お聞きしましたけれども、取り組みはしっかりしているということとでございました。

ちょっとお聞きしたいんですが、視覚障害者の方が例えば避難所へ避難してきたとします。盲導犬と一緒にいる場合、やはり周りからはペットとみなされるのではないかと。盲導犬と一緒に避難所で使用できない場合はどのような支援を考えているのか、その辺を伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに関しましては、福祉課長より回答をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 盲導犬と一緒に視覚障害者の方が避難所に避難なされたというようになるときにつきましては、やはり視覚障害者の方にとって盲導犬はなくてはならない存在かと思っておりますので、できるだけ一緒にいられるような環境も設定しなければならないかとは思うところがございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） できるだけ一緒にいられるようにしなければいけないのかなということは、まだそういったことに関しては考えてはいないということですか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 避難所の設置運営マニュアルには盲導犬というようなものは載っておりませんが、今、町内には盲導犬を利用している方は多分いらっしゃるかとは思いますが、そのような方もいらっしゃるということも想定しまして今後マニュアルのほうにもそのような対応ができるように盛り込んでいかなくてはいけないかとは思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ぜひそういった点も非常に私は大事であろうと、このように思います。

そしてまた、今度は聴覚障害の方、音声による災害情報の場合、避難方法や避難場所の案内が伝わらないと私は思います。ましてや今回のような大雨で阿武隈川が、例えばの話ですけれども、決壊するのではという、警戒レベル5相当と先ほど言い

ましたけれども、「もし」ということを考えて、水害などの災害に気づかないことがあるのではないかと私は思いますけれども、そういった方々に対してはどのような支援をされていくのか、その件をお聞きします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そちらのほうは、総務課長からお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 聴覚障害の関係ですけれども、先ほど町長の答弁の中にもありました緊急速報メールとか、耳で聞く防災無線のほかに、テレビのテロップとか登録型メールといったものをやはり進めていきたいと思っておりますし、今回の台風の関係においても、結構登録型メールの仕方ということで改めて私どものほうにお見えになって登録型メールを登録した方もおりますので、そのときにもテレビのテロップで流れる内容等についても説明をしているという状況でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 登録型メールとかテレビのテロップ、そういったのも大事だろうと思いますけれども、一般に災害の軽減というのは自助・共助・公助という効率的な組み合わせで実現されているわけですけれども、その中で基本は何と言っても自助と、このように言われているわけでございます。「自分の命は自分で守る」でありますけれども、先ほど言いましたように、やはり的確な避難所の発信、これも重要なことではないかと私は思いますので、そのところはやはりしっかりしていただければと思っております。

2点目に入ります。

安全・安心の避難所体制の整備に向け、被災した女性のニーズに合わせた支援、そしてまた、小さな命を守るため乳幼児用の備蓄用品等の取り組みについてどのような取り組みをされているのか、この件について伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 備蓄品の件でございますが、現在、町の中心となります公共ゾーンに、防災体制の強化を図るため亘理町防災備蓄倉庫基本計画に基づきまして災害時に必要となる各種物資を一元的に備蓄及び管理し、支援物資の受け入れと仕分け作業を行うための防災拠点施設の整備を計画しており、その事業に合わせて災害時に必要となる物資の備蓄も計画しているところでございます。

備蓄品につきましては、震災時の経験とニーズを踏まえまして、女性用の生理用品や乳幼児用のおむつ等も備蓄することを計画しております。そのほか長期的な保存が難しい物資等につきましては、町内の各事業所と災害協定を締結することで、災害時に優先的に必要な物資を提供していただけるような体制の構築を進めておりまして、民間事業所の機動力や調達力等を活用しながら備蓄品目及び数量の確保に努めまして、防災力の一層の強化を図っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 備蓄を計画しているということで、それぞれ今お聞きしましたけれども、やはり女性の方々というのは、困りごとや不足している物資に関してなかなか言えなくて我慢しているというのが現状だそうです。確かに東日本大震災のとき、まだ私はあのときは議員ではございませんでしたけれども、我が党のほうから推薦もういただいておりますので、議員と同じように動いてくれということがありまして、あのときは議員と一緒に働かせていただきましたけれども、特にやはり女性の方から言われたのは、先ほど町長が言われたようにナプキンとかそういったものが足りない、もう本当に困っている、それから赤ちゃんのミルク、おしめ、これがないので困っていると、こういうことを言われました。それは行政のほうに言っても大変で、もう皆さんあのときは大変でした。被災した方ばかりではなくて行政のほうもパニック状態になっていましたので、私はあのときは県会議員を通して国会議員のほうにも話をしました。そういった中で、避難所の運営が男性だけに任せると女性の要望や意見が取り入れられなかったりというようなことで、女性用の物資が不足していても言い出しにくいと。女性用品の配布物、保管、スペースの設置、これはもう考えているわけですね。これはしっかり考えていただきたい。

それから、乳幼児についてですね。先ほどおむつ、こういったものは備蓄するというところでございますけれども、一番困ったのは、やはりミルクとかそういったことで随分あのとき困っていた方もいらっしゃったようですけれども、乳幼児用については粉ミルクもしくは液体ミルク、それから哺乳瓶用の消毒剤、お尻ふき、そしてまた離乳食、離乳食もやはり必要ではないかと私は思うんですが、こういったものを備蓄するということについてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま議員ご質問の粉ミルクなどですが、実はやはり長期保存が

難しいものはなかなか備蓄するのは厳しいというふうに捉えておまして、そちらのほうは町内の業者、現在のところ4者と提携を結んでいるんですが、そちらのほうから優先的に譲っていただけるような方策で、保存期間、賞味期間といいますが、短いものはそのような形で対応したいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今4者との提携ということで、液体ミルク、こういったものに関して提携されているのかどうか、この件についてお聞きします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その件に関しては、総務課長より答弁させていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 具体的に液体ミルク、品目まで全て協定を結んでいる内容ではありませんけれども、災害時における物資の供給ということで、例えば町内のツルハ薬局、生協、それからスーパーキクチ、カインズ等でそういった物も含めて必要な物、粉ミルクを初め液体ミルク等についても提供を受けられるような形をとっております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 確かに液体ミルクというのは、なじみが薄かったということで液体ミルクって何なんですかとか、どんなときに使えるんですかという相談もあったということと、安全性に問題はないんですかということもあったそうです。液体ミルクはどのような物かといえば、皆さんご存じかもしれませんが、牛乳などを原料として乳児に必要な栄養素を蓄えた液状の食品と、こういうことだそうですが、簡単に言うと、粉ミルクの液体バージョンと考えていただければと思います。これは、欧州のほうでは一般的に使用されているんだそうですね。日本では、北海道地震のとき東京都がフィンランド製の液体ミルクを支援したんだそうです。ところが、そこには説明書もなかったと。横文字でしょうから、なかなかわからない。そのために困った職員がどうしたかといいますと、危険、飲むなど、そういうのを張ったというんですね。これはニュースにも流れたということを書いていたけれども、日本では法制度が今年の8月ですか、決定したわけですから、なかなか浸透されていなかったのかと思います。

また、賞味期限についても、あるメーカーは6カ月だそうです。そしてまた、あ

るメーカーは賞味期限、スチール缶に入れると1年もつということだったのでそういったメーカーもありました。こういったこと、やはりなかなか、液体ミルクというのは、全部飲めない場合はもう捨てなければいけないんです。それから、余ったからということで、では次に飲ませようとしてはだめだということなんですね。

そういった不便なこともありますけれども、液体ミルクというのは、赤ちゃんが泣いている、おなかがすいた、お母さんもミルクをつくりたい、きれいな水がない、給水所にいかなければいけない、そういった中で、そうやっている間にもやはり赤ちゃんはおなかがすいたと言って泣くわけですから、やはりそういった液体ミルクもある程度持っているところと提携してはいいのかなと私は思います。

3点目に入ります。

本町が避難所として指定している施設のほとんどは学校体育館でございますけれども、そもそも学校は教育施設ですね。教育施設であり、現在、各学校の教室にはエアコンが設置されましたけれども、避難所となる体育館は、日常の生活を送るための機能が備わっているとは言えないところでございます。避難所の万全な暑さ対策、それから防寒対策の取り組みについて伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 避難所の防寒対策、暑さ対策ということでございますが、昨今の想定を超えるような自然災害がいつどこで発生しても不思議ではなく、この備えは大変重要と考えているところでございます。特に災害の規模が大きくなればなるほど、避難所生活も長期的なものとなり、高齢者や障害を持った方、妊産婦、乳幼児といった要配慮者のための避難生活空間の確保が重要となります。

このため、今年度実施させていただいております小学校へのエアコン設置工事とあわせまして、停電発生時におきまして、一部の教室におきまして発電機によりエアコンが稼働できるように改良をして整備をしたところでございます。対象校が亘理小学校、逢隈小学校、吉田小学校の一部の教室でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 東日本大震災ではそれぞれ体育館に避難しました。当時は役場の職員の方々もあれだけの人数の避難者が出るとやはり思っていなかったのではないかと私は思います。被災され避難した方々、あのときは本当に寒かったんですね。寒さに震えていたというのが、私も各避難場所を回ってみて、寒い、寒いと言ってい

た方がおりましたけれども、今回の台風19号はそれほど寒いという、当時の寒さから見ればまだ暖かかったかと思っただけですけれども、そしてまた、もう次の朝には、ほとんどの方が我が家のほうに帰りましてほとんどいなかったというのが現状でございました。

特にこの寒さ対策は、避難者の方々がしっかりとして今回は避難しておりましたから問題なかったのかと思いましたがけれども、今後避難場所となる場所を再度点検して、やはりエアコンの設置、それから寒さ対策として最低限、床にマットや特に学校関係は下はもう板場ですね。本当にあれはもう寒いときは大変です。ですから、床にマットや和紙でつくった置き畳、それから樹脂製の置き畳、こういったものを、要するにそれは何かというとフローリング畳です。こういったものとか、それから冬山で利用される断熱マット、保温性の高いシート、こういったものも備蓄されてはいかがかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらの備蓄につきましても、総務課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 先ほどの答弁にもございましたが、やはり今後、備蓄倉庫を整備する上で備蓄する品目についても今検討を行っておりますので、議員ご指摘のようなマット類もたしか入るはずですが、品目を全て今把握しているわけではないのでその辺は確認させていただきますが、ご意見は参考にさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 特に学校の体育館、これは避難所になっているわけですから、子供たちも体育館において授業もやはり実施するわけです。子供たちのためにもエアコンを設置されてはいいのかと。そしてまた、ぜひ教室だけでなく体育館にも設置してはどうかと、こう思うわけでございます。

備蓄については、やはりフローリング畳など、これは腐るものではないんですよ。ですから、冷えた体育館の床には最適ではないかと私は思います。ぜひそのところ、今、総務課長がお話しされたように検討させていただきたい、このように思います。

2項目めに入ります。高齢者の免許返納者に対する本町の取り組みについて質問させていただきます。

高齢者の免許返納に対する一般質問は、私は平成29年に質問いたしました。その時の前町長の答弁は、運転免許証を返納しやすい環境づくりを進めると、こういう答弁でございましたけれども、どのような環境づくりをされたのか。また、今後本町の運転免許返納者に対する事業支援について山田町長はどのようにお考えか、答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 高齢者の運転免許の件でございますが、今年も高齢者によります重大事故が発生しておりまして社会的な問題として大きく報道されておりますが、高齢化率が上昇するにあわせて高齢者の運転免許保有者も年々増加傾向をたどっている状況でございます。

このような高齢者の重大事故を減少させるために、国のほうで平成29年道路交通法の改正により高齢運転者の運転免許の更新方法を変更しまして、臨時認知機能検査や医師の診断、高度化された高齢者講習等を行うこととしまして、このほかにも衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置といった高齢者ドライバーの運転を補助するシステムを搭載した安全運転サポート車、通称サポカーの普及啓発を図り、運転免許証の返納を進めるだけではなく最先端技術の推進による高齢者の重大事故の対策に取り組んでいるところでございます。

本町としましては、このような国の動きを受けまして、高齢者向けの交通安全教室におきまして安全運転サポート車による最新技術の体験講習会の開催や若年高齢者ドライバー研修会等の事業を通しまして、自分自身の運転技術の現状に気づいていただき、運転免許証の返納につなげていただく取り組みを行っているところでございます。

しかしながら、全国的に運転免許証の返納に関する課題につきましても、地域公共交通ネットワークの普及と公共交通機関の利用促進を図ることが大変重要であり、地域によっては難しい課題も多くあることも現状でございます。

このような課題を少しでも解消させるため、今後、本町の運転免許返納者に対する支援事業としましては、来年度から運行を予定しておりますデマンドタクシーの導入に合わせまして、免許証を返納された方に関しましては1年間を無償にて乗車

可能とする支援を考えており、詳細につきましては、地域公共交通会議等におきまして関係機関の方々から多様な意見を頂戴しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 現在、全国的に高齢者の運転免許の自主返納者が高まっていると。また、今、町長のほうからもお話がございましたように、大変大きな事故が相次いでいると。これはもう皆さんもテレビの報道等でご存じだと思いますけれども。

本町では、当初の話では平成31年度中という話でしたね、デマンドバスを運行させると。そういうふうにはお聞きしておりましたけれども、デマンドバスは結局は運行は延期されました。今、町長が言われたように来年度に延期されたわけですが、やはり免許証を返納したときに特典がつく、返納したくなるような仕組み、今1年間デマンドタクシー、バスはやらないのかどうか。今デマンドタクシーとしか私はお聞きしませんでしたけれども、バスのほうはどのように考えているのか。1年間無償を考えているということでしたけれども、やはり返納者に対してもう一度仕組みをしっかりとつくって、そして周知しなければいけないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらの件は企画財政課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 今、デマンドタクシーの運行に合わせてというご説明を町長がしたかと思っておりますけれども、考え方といたしましては、来年度から今のところ1年間無償で返納された方ということで考えてございます。その中にはデマンドタクシーも含まれますし、現在走っているさざんか号等も検討しているところでございますが、いずれにしても地域公共交通会議といったところでその辺をもう一度審議いたしまして決定していきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ぜひやはり考えていただきたいと思っております。デマンドバス、デマンドタクシー、始めましたのでご利用くださいと言うだけであれば、一般の方と変わらないのではないかと。きちっと1年間このようにしますよと、このところでや



はり目を引くのではないかと私は思います。

そしてまた、隣の山元町では昨年からもうやっているんですね。6月1日スタートということで、運転に不安を感じる高齢者に対し自家用車から公共交通の利用に切りかえるきっかけづくりとして、運転免許を自主返納した方を対象に町民バスぐるりん号、そしてまたデマンド型乗合タクシーを利用する際の使用料を免除しますと。このようにチラシで出しておりましたし、また、時刻表の中にも入っておりました。これが時刻表なんですよ。本町でつくっているのはA3か何かの1枚物ですね、表、裏。こっちはしっかりした物ですごく見やすいんですよ。やはりこういったものも、高齢者の方々が見やすいように作成するべきではないかと私は思います。これにはいろいろとやはり、財政難と聞いておりますけれども、これによってどれぐらいのお金がかかるのかわかりませんが、やはり高齢者の方々が見やすいようにつくるべきではないかなと私は思います。この件についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） ただいまのご質問になりますけれども、私が確認した中では、県内で現在こういった何らかの支援をしている市町村が、18ぐらいの市町村で実施しているようです。おおむね65歳、または70歳以上の方を対象にバスの無料であったり、あとは利用券、回数券等の給付であったり、そういう形で取り組んでいるところが多いようでございます。

今ご質問がありました時刻表のことに关しましては、今お話もありましたが現在町のほうでは見開き型の1枚物でつくっているところでございますが、今伺いましたような意見も参考にさせていただきまして今後も検討させていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今の企画財政課長のほうで18件ということでしたけれども、私が調べたところでは22件ございます。それだけどんどん進んでいるんです。ですから、亘理町も早目にこれは進めていったほうがいいのかと、私はそう思います。

返納を検討させるにはどうするか。やはり車がなくても暮らしていける環境を整える必要があるのではないかと。そういう意味においても返納しやすい環境をつくってあげることが大事だろうと、私はこう思います。本町では、やはり先ほども言いました財源が厳しいと。これはもう重々わかっております。その中でなかなかで

きないのかと私は思ったんですけども、早く計画性を持って進めていただきたい、  
こう思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は10時55分とします。休憩。

午前10時43分 休憩

午前10時52分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄君 登壇〕

1番（小野一雄君） 1番の小野一雄であります。

まず私は、質問に入る前に、このたびの台風19号で被災された方々に対して心か  
らお見舞いを申し上げておきたいと思えます。

私は、集団移転団地の冠水対策についてと防災無線についての2問について質問  
をいたします。

今朝の地方紙の新聞にこの関係の防災・減災対策のページというところで、地元  
亘理町の江下団地のむすび塾に参加してという記事がありました。私のこれから質  
問する調整池の問題、この関係を取り上げて載っておりましたので、後ほど皆さん  
も参考にしていただければと思っております。

集団移転団地内の冠水対策ということで、特に1番目ではありますが、下茨田団地  
内としてありますけれども、この問題については下茨田南区の区長から要望が町に  
出ておまして、平成30年5月30日に同じような要望書が出ておりました。テーマ  
は調整池ポンプ設置ということで、これは行政区のほうから町に要望書が出ていた  
と。この関係について、私は平成29年12月8日に一般質問で調整池の整備強化とい  
うことで同じような質問をしておりました。そういった関係で、それらを踏まえて  
これから当局の見解をただすわけでありまして、前回と比べて少しでもステ  
ップアップした答えを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

そこで、（1）であります、下茨田地区内に設置されてある調整池が機能して  
いない。どのようにしてこれから冠水防止を行うのか。まずお聞きしたいと思いま

す。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 下茨田地区の調整池の冠水の件でございますが、まず説明させていただく前に、初めに調整池を設置する目的についてご説明を申し上げたいと思います。

調整池につきましては、宅地化が進むことによりまして以前の農地のように一時的に雨水をとどめたり、地面にしみ込む雨水の量が減ってしまうために、宅地化された地区から流れ出る雨水が短時間で排水されてしまい、また、排水量も急激に増加することから、下流の排水路が氾濫し他地区での被害が拡大しないようにするため、宅地化された団地内に一時的に貯留する調整池を設けることにより排水量を抑制しながら排水しているものであります。

調整池が機能していなかったとのご質問でございますが、下流の排水路に急激に負担を与えないよう一時的に貯留するといった目的は果たしておりましたが、下流の排水路でございます、特に下茨田地区の場合、岩地蔵排水路と鑑川排水路におきまして各地区から流入してくる排水による増水、また、猛烈な低気圧の影響による高潮などによりまして急激に水位が上昇してしまい、調整池からの排水ができなくなってしまいました。そのため調整池の水位がふえ続けてしまい、調整池から雨水が氾濫し冠水被害が起きてしまいましたので、調整池としての機能の全てが果たされたとは言えない状況でございます。

このような現状でありますことから、次の質問にも関連してきますが、現在、この地区ででき得る冠水対策について模索をしているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） なぜ冠水したかというのは、住民も皆わかっているんですね。要は、これから申し上げますけれども、自治体、町当局としてこういったものが、なぜ手だてをやらなかったのかというところに問題があるわけですね。

そこで、この前の台風19号と関連するんですが、このとき町の住民が、29年10月23日、これは台風21号でした。それと今度で2回目になるんですね。私も4年半になるんですが。このときに住民から、生で言いますけれども、役場からここは絶対安全なんだ、大丈夫だということで、ここに住んだんだと。一千何百万もかけてここに来たんだと。こんなことだったら別なところに行くんだと。何でこんなこ

と、わかってんじゃないのかと。こういうような意見。

やはりこういった答弁、私は、防災集団移転造成地の中でいろんな対策ができたのではないかと思うし、住民からも言われております。したがって、その辺の見解、考え方。模索しているのはわかりますよ。ですから、今の見解について、集団移転の段階で国の施策でできたんじゃないの、どうしてやらなかったのかということなんですよ。その辺の見解をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員のほうからそのときにできたのではないのかということですが、現在の流下方式のまま、つまり自然放流のままでは、今回のような大雨が発生した場合には排水先である岩地蔵排水路の水位が急激に上昇しまして、調整池からの排水ができなくなりまして、同じような冠水被害が起きることが想定されますので、排水ポンプの整備について今検討をしているところでございます。

現在は、調整池からの排水先となります岩地蔵排水路に対し調整池からの排水方法を現在の自然流下、自然放流方式からポンプによる排水に変更することにつきまして、岩地蔵排水路を管理しております亘理土地改良区と協議をしているところでございます。

また、現在の町の財政状況では単独費による整備は困難でありますので、補助事業を活用し整備できないか復興庁や宮城県と相談しながら探している現状でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） （2）と関連しますので、（1）、（2）一括して質問したほうがいいのかと思いますので一括してやります。町長の答弁もそれに近いようなニュアンスがありますので。

それで、例えば、ポンプをつけろというのは（2）ですけれども、それはわかるんです。前から主張してきたんです。それで、現段階で今、町として我々ができることは何かないのかということなんですよ。1つは鑑川に全部排水、最終的にはあそこに流すようになるんですが、満潮時とか下がったときはいろいろあります。しかし、鑑川の現状を見ると、どうも土砂が堆積して本当にあそこどうなんだろう、江払いやってんのかなと。しゅんせつ作業というか、そういうのはどうなってるんだというような声もあるんですが、その辺の鑑川の整備の関係。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） それは農林水産課長のほうに答えをいただきます。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 鑑川のしゅんせつでございますが、今年度も一度、堆積がすごいということで今年度1回実施しているという状況でございます。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） それから、調整池の問題であそこの調整池の容量ですね。長さが約88メートル、横幅が50メートルと高さが2.何メートルぐらいあるんですね。そうすると、大体容量をトータルすると4,524立方メートルですか、このくらいの容積になる。だから、考え方の1つとして、これもある住民から意見があったんですが、もう少し掘って深くして水をためるようにしたらどうなんだというような意見もありましたし、例えば、岩地蔵の水路の擁壁が低かったら、あるいは調整池ののり面が低かったら高くしたらどうなんだと、そういう例えば調整池の形状に関する改良といえますか、そういったものはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちらの件は施設管理課長にお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 調整池の大きさ等の変更というお話だと思うんですけども、容量につきましては、宮城県の防災調整池設置指導要綱に基づいて容量等を決めてございます。調整池の大きさを広げたり深くしたりということができないかというお話だと思うんですけども、現状の自然流下のままで調整池を深くしますと、もっと排水ができなくなるという状況になりますので、調整池を深くしたまま今の自然流下では同じような状況でございます。広さにつきましては、近隣するところにもう宅地と工場等が隣接しておりますので、広げることは現実的ではないということで考えておまして、基本的に、町長の答弁にもございましたが、自然流下ではなかなか今の状況は改善できないというように考えているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） そういった今の現状ではなかなか難しいという答えでありましたけれども、やはりこの解決策は、私も素人でありますから、考えるには、当面はやは

り排水ポンプをつけるしかないんだろうなというふうに考えております。やはり大雨が降って、例えば満潮になった。いろいろあります。そのときの気象変動なり条件によって変わろうかと思えます。しかし、地域住民は、やはり町の姿勢というものをしているんですね。やはり住民は、例えばあそこに排水ポンプをつけてまたそういった事象、大雨が来て同じような事象が発生しても、また住民は今ほど設置前と設置後では全然捉え方が変わってくるというふうに思えます。したがって、この町の姿勢が一番大事だと思います。

それで、やはり排水ポンプをまずつける。それで抑止効果が私は出てくるのではないかと思います。いろんな規模がありますから、どのくらいのモーターを何機つけるかとかいろいろあるかと思いますが。それはやはり今後の姿勢として、町長の答弁にあったようにそれを遂行していただきたいなと思えます。

それから、私は、排水ポンプだけでは将来、これから気象変動が地球温暖化によって気象条件がどんどん変わってくると。あるいは、それに伴って豪雨災害、今回のような大雨、豪雨災害が発生してくる。恐らくこれからこの問題はずっと継続して、このような条件がこれからも継続されるのではないかと。したがって、中期的・長期的な展望に立って、ただ単に排水の問題ではなくて、町全体の治水問題について考える必要があるのではないかと私は思うのでありますけれども、その辺の考え、あれば答弁願いたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 中長期的な部分も確かに、この下茨田団地もあれですけども、やはり亘理町全域におきますことを考えますと、特に雨水に関しましては逢隈地区、亘理地区の雨水はいろんな排水路を通りながら最終的に鑑川に流れ込むと。それで、自然的な流れによって鳥の海に注いでいるという形になっておりますが、先ほど申し上げましたように海面の上昇、特に台風ときは低気圧で海面が上昇しますので、それによって鑑川の水位が上がるという問題になっております。いかに鑑川の水位を下げていくかというのも、今後の大きな治水対策の一環だと思っております。

ただし、鑑川は土地改良区の管理している河川となっておりますので、その辺は農林水産省になるか、それとも、もし違うポンプ場をつくるのであれば国交省になるか、そういうのも含んできますので、町単独でとてもできる現在の事業ではありません。

この事態は、やはり昭和30年代に計画された亘理町の街路図によってできたのが今の治水対策でございますので、まず上流でもいろんなところが問題が起こっております。それは最終的には鑑川で受けられる水がある程度で決まっているところで上流ともいろいろな部分が起こっておりますので、全体的な治水に関しましては、今後勉強しながらいろいろ対策を考えていかなければならない時期にそろそろきたのかと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） この前の河北新報、仙台市の仙台駅前、西側のあそこが冠水して大分商店街あるいは住民に迷惑をかけたということで記事に載っていたんですね。仙台市の取り組みの中で、あそこは駅周辺、昔のさくら野のあたりが何かくぼ地状になると。それで、仙台市は今、直径1.6メートルの排水管があそこは愛宕橋を經由して広瀬川に入っているんだと。今度は工事費100億円を見て、あそこから2.6メートルの幹線の排水路、排水管といったものを増設するんだと。アエルのほうからずっと五橋を通過して愛宕橋へ出て広瀬川に注ぐ、合流するんだというような構想が出ておりました。2026年度完成目標だというようなことで。

私は、今、町長が亘理の治水対策は鳥の海のあれを下げるんだと、海水面を下げるとかいろいろありましたけれども、やはりそういった別なルート、こういったものをやはりこれから考えていかなければならないのではないかなと思うんですよ。将来展望。さっき言ったのはそこなんです。中期的・長期的に考えて、ただ単にいつまでも鑑川におんぶにだっこではいけないよと。やはりこういった大雨対策、これからますます温暖化に伴っていつやってくるかわからない。そういったものを考えながら例えば、国交省の問題があらうかと思えます。学識経験者とかそういった専門家も交えたいろんな新たな展望、道が開けるような計画をしていただきたいなと。その辺の考え方、新たな治水、排水路の計画というのを町長が今の段階でどう思っているかお聞きしたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 町長。

- 町長（山田周伸君） 現段階におきまして新たなといいますと、やはり水路を新たにつくるというのはなかなか、そっちのほうで厳しいのかなというふうに思っております。一番関連的に、いかに鑑川に流れ込むのを下げるためには、やはり上のほうに調整池をもう少し増設するとか、そういういろんな考え方があると思えます。その辺を

含めて近い将来多面的に検討できるような形で今後持っていければと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） それでは、（3）に入りたいと思います。

大雨時における臨時駐車場の確保はどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 大雨時におけます臨時駐車場につきましては、これまで亘理中央地区工業団地内西側の仮設住宅跡地を利用しております。

臨時駐車場の周知方法につきましては、大雨による冠水が予想されると判断した時点で、冠水が想定される範囲の方々に職員が各戸を訪問して周知を行っております。

しかし、不在のお宅には直接周知ができなかったためにポストへ周知文を投函しての周知となってしまうことや限られた範囲への周知となってしまうことなど、十分な周知ができなかったという課題もございますので、今後は、冠水対策の臨時駐車場として亘理中央地区工業団地西側の仮設住宅跡地を確保していることを回覧文書より事前に周知したいと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） この関係、今回の台風19号で同じようなことを回覧文書で確かに来ました。問題は、その回覧文書がここにありますが、最初1回目、私の家に来なかったんですよ。私の家に来なかったの。隣から、ええ、そんなものがあるのかと、もらってコピーしてあれしてありますけれども。要は、一々町の職員が雨の中、夜の21時ごろだな。9時過ぎごろ回って歩く必要ないですよ。要は、地元の行政区長なりそういった方々に事前に、事前にですよ、それこそ打ち合わせをして、こういった事象が出たときはこういう措置をしてくださいよというように指導なり打ち合わせをしてやってもらえばいいのではないかと私は思うんですよ。本当の話、私の家はチラシが入らなかったのか、よそもありました。いや何、お前、風で飛ばされたんだべなんて言う人もおりましたけれども、それは別の問題。要は、職員が夜、夜中歩く必要ない。危ないですよ。雨降る中、こんなことして歩いた。

したがって、こういったものは事前に打ち合わせをして、きちんと行政区長なり、



それぞれの防災担当責任者と打ち合わせをして、こういったものをお願いするとうような方策をとるべきではないのかと思っております。

それから、もう一つは、これを配るときに、ご案内のとおり下茨田団地は若干昔から住んでいる人がいるんですね。あと新しい人と。その中で、新しく来たような移転者かな、転居者というか、こういう人だけに配ったというような話がありますが、なかなかそういったことをやっていると職員も大変だと。やはりこれは、関係する新しい人、古い人、関係なしに、やはり防災、災害ですから、その辺の関係を熟知する必要があるのではないかと思います、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 担当しています施設管理課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 臨時駐車場の周知の方法につきましては、町長が答弁したとおりの状況でありました。それで、課題がありましたものですから、議員がおっしゃるとおりに、事前に区のほうと話し合いをさせていただきながら周知の方法について打ち合わせなりさせていただいて、皆さんに安心して移動できるような状態をつくりたいと思います。

以上です。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 駐車、私も我が家に車、3台あるんですが、3台とも全部避難しました。隣、近くでは5台も持っている人いるんだ。全部避難ですよ。私はびっくりしましたね。

したがってね、前回の話あるんですが、かさ上げの問題あるんですが、ここで、道路のかさ上げというのは、そういう議論は造成の段階で何か、道路のかさ上げ部分についての議論というのはあったのか、なかったのか、それだけ聞きたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 検討の中に道路のかさ上げということは、検討はさせていただきましたが、既存の宅地の高さとの取り合いがございます。団地が小さい開発がいろいろできておりまして、宅地の取りつけがいろいろ高さがばらばらになってい

るということもございまして、一概に道路を上げるということをしてしまいますと、低くなる土地と高く取りつく土地といろいろありますので、道路のかさ上げは難しいというような判断をしているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 長野では新幹線の車両基地が全部かぶって全滅したというような事例もありますので、ただ単に本当に、駐車場ってばかにならないですね。車1台、何百万するんですよ。したがって、生命、財産ですから、その辺の確保をきちんとやっていただきたいと思います。

今度は大きな2番に移りたいと思います。

防災無線の関係であります。この関係、前者と重複しないように質問していきたいと思います。

まず、異常時における放送内容については、どのような指揮命令により行っているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 災害時の防災行政無線の放送につきましては、亘理町地域防災計画や災害対策本部設置・運営マニュアルに基づきまして、災害の発生または発生するおそれがある場合、避難勧告や避難指示（緊急）を発令する場合に、住民に対して速やかにその情報を防災行政無線で放送するとともに、メールにより同じ内容を配信することとしております。

なお、指揮命令につきましては、災害種別や規模に応じまして災害警戒本部（1号配備）、災害特別警戒本部（2号配備）、災害対策本部（3号配備）と、その配備における本部長の判断により防災行政無線等による情報伝達を行うこととなります。

今回の台風19号におきましては、大型で強い勢力を維持したまま接近することが事前に予測されておりましたことから、10月11日の午前9時に緊急課長会議を開催し、災害対策本部を設置した際の配備体制を指示するとともに、土のうの作成や事前の見回り、避難所の準備や住民への情報伝達体制等の確認をさせた上で災害対応を行っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 1号・2号・3号配備ということで、それぞれの種別によって指揮命令系統が変わってくるんだと。ちなみに、私もわからないところがあるのでお聞きしますが、その前に、初めて我が町の防災無線室、司令所を見学させていただきました、個人的に。いや、びっくりしました。すごいなど。やはり仮設建屋でもこのくらいの規模のスペースが必要で、あらゆる無線機器といったものが整備されているんだと本当に私は改めて感心いたしました。同じようなことが、12月1日に私は、高速道路の管制センターに見学を得ることができまして同じような場所を、ちょっとスタイルは違うんですが、見学してきました。我が町の防災無線室、本当に感無量でありましたので。びっくりしました。こういったところでいろいろ住民に対する指令、放送といったものがなされているんだとということで新たに気持ちをしたところではありますが。

それで、この指揮命令系統になりますけれども、本部1号・2号・3号、グレードはどうか。グレードの高さ、低さ。誰が本部長、本部長が指揮命令を出すのかと思えますけれども、誰がトップになって出すのか、その辺教えていただければ。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その詳細につきましては、総務課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、ご質問の警戒本部関係の配備関係についてお答えさせていただきます。

まず、災害警戒本部（1号配備）については、本部長が私、総務課長でございます。配備体制については総務課、企画財政課、都市建設課、施設管理課、農林水産課、上下水道課となっております。なお、避難所を開設する状況が生まれてくる場合には、先ほども説明申し上げました高齢者の避難とか、そういった関係については、その時点において福祉課、子ども未来課、学務課、生涯学習課も参集するという形をとっております。

続いて、災害警戒本部（2号配備）でございます。これについては、本部長が副町長となり、同じく今申し上げました全ての課が配備体制をとるという形になっております。

そして、災害対策本部（3号配備）については、本部長は町長となります。配備

体制については、全職員が参集するという体制をとっている状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） わかりました。

それでは今度、きのう見学していろいろわかったんですが、例えば消防署との連携というのがありますよね。消防署と行政の関係、その辺の連携というのはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。例えば、同じことを同じところで発信するわけではないですよ。1号、2号、3号ではそれぞれのマスターがいるわけですから。消防署との関係は、この場合どういうふうにしてやるのかというところをお尋ねしたい。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 消防署についてはあぶくま消防本部となっておりますが、例えばこの前の状況でお話し申し上げますが、国交省、それから自衛隊からもリエゾン、連絡員が参って待機していた状況ですが、大体3号配備になる時点の前に消防本部からも職員が連絡員としてこちらの災害対策本部に控えておまして、随時こちらの状況を消防本部のほうにも連絡するという体制をとって、消防で実際に活動した内容についても本町のほうに連絡をもらうという体制をとっております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 3号警戒態勢に入る前だというふうな、消防署と連携をとっているんだということでもあります。了解しました。

そこで、今度は、今、新庁舎との切りかえできのうもいろいろ作業をやっていたように思います。切りかえの段階でちらっと耳にしたんですが、親局と子局の関係で震災前の例えば無線塔の子局の数と震災後の子局の数、それから、切りかえた段階、新しい庁舎に防災無線室を移転した場合の子局の数が少しずつ変わるんだというようなことがあるようですけれども、その辺を教えてください。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 防災無線の関係でございます。震災前、震災後も同じ数、現在99でございます。ただし、新庁舎のほうに移った場合には、新庁舎の屋上にも防災無線を設置します。なお、今度この周辺の防災無線がなくなってしまうので、この旧庁舎と今の庁舎の周辺においては互理運動場の駐車場のほうに、具体的には

亘理小学校の道路をはさんで西側の歩道橋があって架道のところに、この周辺を管轄できる防災無線塔を1基設置しまして、ちょうど100個の防災無線を設置する状況となっております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） それでは、（2）に入りたいと思います。

放送内容のマニュアルは整備されてあるのかということでありまして、この関係、冒頭に町長から運営マニュアルに基づいて云々というような話があったんですが、その辺、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 台風や大雨の際に住民に対する情報伝達が必要な内容は、避難所の開設や土砂災害警戒情報、河川の氾濫情報、道路の冠水と多種多様なものがございます。

台風19号が通過した10月13日午前3時55分に避難指示（緊急）の発令を例にしますと、避難の対象範囲を町の全域ではなくハザードマップ上で対象となる行政区を指定して発令させていただきました。

このような場合も想定され、また、災害時の情報伝達は緊急を要することになりますので、各システムの操作マニュアルと災害種別やレベル、対象地域ごとに情報を発信する文書等は事前に準備をさせていただいているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 事前に、簡単に言えば、要約してそれらしいマニュアルのようなものは準備してそれに基づいていろいろ操作なり指令、こういったものをやっているんだということでありませぬ。

そこで、この放送内容で、これも同じ台風19号に関連するのでありますけれども、避難方法は、前議員の質問に少し関連する部分があるかと思いますが、現実問題として12日の20時15分ごろになるんですかね。大雨の一番最中に防災無線で、この中寝具を持って、簡単に寝具というと我々布団、毛布を持って避難所に避難しろというような放送があったと。いかがなものかと。どうやって雨の中、冠水したところを布団を持って避難できるんだと。ちょっとそういう放送いかがなものかねというような声があったんですけれども。私はその1点、問題といたしますか、放送内容については本当に適切であったのかということをやはりチェックする必要があるのでは

はないかと。状況を見ないで放送するというのではないと思いますけれども、その辺の考え方があれば答弁願いたい。まずそれでいいです。あとは町長に聞きます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 事前に防災メールで避難を呼びかける際に、事前に準備ができるという考えもありまして、食料品、生活用品、寝具など必要な物ということで。ただ、寝具につきましてはある程度準備はしておりますが、やはり寒さのぐあいと体のぐあいともありますので、必要な方については自分の寝具を持ってきていただきたいという意味でございます。必ず持ってこいということではなくて、ある程度毛布等の準備はしておりますが、きちんとしたやはり、前の鈴木議員の質問の中にもありましたけれども、マットとかそういったものが全て体育館等に準備されている状況でもないのです、そういった分を踏まえまして寝具もという形では放送させていただきましたが、必ず持ってこいということではなくてその状況に合わせてということで、ご自分の持てる範囲でという意味で放送させていただいたものでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） そういうことだろうと私も思います。しかし、受けとるほうは、そうでもない人がいるわけなんですね。みんな、生真面目な人もいっぱいいるわけですから。

そこで、避難方法について町長にお尋ねしますが、今回は大雨ですよ。地震、津波の避難ではないんですよ。その辺について、一律にレベル5とか何とかありますよね。グレードの高い警報だということで緊急に避難しなさい、こういったことに対して、やはり今言ったように、普通の地震、津波の避難と違うんだと。大雨なんだということを考慮しながら、やはり私はケースバイケースで避難すべきじゃないかと思います。実際、私はずっと家にいました。ずっと起きていましたけれども。行きようが、避難しようがない。車もない。水、冠水で動けない。したがって、逆に大雨ですから、高いところに住んでいれば雨がやむ、水のおさまりがあいを待つ、こういった方法も私は安全策ではないかと。マスコミでも、今回の19号のいろんな被害が出ているところでも問われていますよね。必ずしも全部避難したから100%安全か、この辺が問われているわけですから、その辺の放送の伝達、こういったものをやはりきちんとこれから改めていく必要があるのではないかとということ

で、まず町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今回の10月の台風19号に関しまして避難指示を出した理由というのが、阿武隈川の増水でございました。事前に、本来であればもう少し早く出せるかどうかというふうに考えたわけですが、実は、事前に国交省から言われた水位ほど時間的経緯で上がらなかったということでございます。というのは、その大きな理由がやはり上流部、福島県であったり丸森とか角田のほうで氾濫等が起こったがために、多分亘理のほうに届く水量が初めの雨量から換算して少なかったのではないかと。でも、最終的に2時間で60センチぐらいの水位の変動が岩沼のほうであったという情報ですぐ出したわけでございます。

今回、確かにいろんなところでの氾濫のときの避難において、車の中で亡くなられた方も大分避難時にいらっしゃいます。そういうことを考えますと、やはり高いところに逃げてくださいと。その一方で、逃げおくれで平屋の方が家の中で溺れて亡くなったというのもございます。確かに雨水だけではなくて川の氾濫ということを考えますと、避難の方法等をもっと検討していかなければならないのではないかと思っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 最後になりますけれども、今回の台風19号の被害について、亘理町としてせめてもの救いは、この特別報道写真集に亘理町が載っていなかったというのが私はせめてもの救いだなというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

次に、6 番大槻和弘議員、登壇。

〔6 番 大 槻 和 弘 君 登壇〕

6 番（大槻和弘君） それでは、通告にしたがいまして一般質問をしたいと考えます。

水害関係のものが前のお二方もそうですし、私もそうだとことになりましてけれども、それだけ重大だということの認識の中で私も質問させていただきたいと思っております。

最初ですけれども、台風19号の水害対策と今後の対策について、2つ目は地方公務員法、地方自治法の改正に伴う制度導入についてということで大綱2つをさせて

いただきます。

最初に台風19号の関係です。今般の台風の上陸により、近隣市町村において河川の氾濫や土砂崩れなどで甚大な被害を受けた。本町においても、床上浸水を初め農業被害など多くの影響を受けたということであります。被災された方については、本当にお見舞いを申し上げたいと思います。

1つ目ですが、台風19号においては、雨・風が強く防災無線が聞こえない地域があったと伺っている。防災ラジオは現在周知に有効な手段と思うが、その後の検討はどうなっているか。また、緊急避難先として近隣の小中学校などを有効活用できないかということでございます。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 大槻議員のご質問の防災無線の件に関してでございますが、防災行政無線につきましては、今回の台風のような豪雨等の気象状況や住宅の気密性により聞こえづらいという声があることは把握をしております。それを補完するため、本町では、登録制の防災メールでの情報配信、エリアメール、Lアラートといった各システムを活用しまして住民に対する情報を伝達しているところでございます。

このような情報伝達システムの1つとして緊急告知ラジオがあり、以前はコミュニティFMが本町になかったことから導入ができないということでございますが、昨年11月にFMあおぞらが開局されましたことから、その電波を利用することで配信することが可能になります。このため、システムを構築するための機器の互換性やネットワーク関係、そして費用的なことを精査しているところでございます。

次の緊急避難場所の関係でございますが、11月21日に自主防災組織の関係者に参加いただき防災に関する研修会及び地区ごとの意見交換会を開催したところ、逢隈地区の方々から同様の話をいただいたと伺っております。

しかしながら、河川氾濫による洪水避難につきましては、タイムラインにありますとおり事前に避難することが原則であり、今回も早目に自主避難所を開設し避難準備・高齢者等避難開始等といった情報を発信したところでございます。

緊急的な避難を余儀なくされた場合を想定した近隣の小中学校の活用につきましては、洪水による浸水エリア内になることから避難場所の開放責任者、そして、東日本大震災やこのたびの台風19号の事例にもありますが、浸水エリアに避難することで自動車が被災するケースといった場合もございますので、区長会等で地元の



方々の意見を拝聴しながら慎重に検討していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 今お答えをいただきましたけれども、まず最初のほうの関係ですけれども、先ほどLアラートといった防災、登録型の防災メールとかを使っていると、そういうものを活用しながらやっているというようなことはいただきました。ただ、現実問題として、メール、実際に使えない方とかいるわけですよね。あと、当然お年寄りの方ですね、そういった方についてはなかなか充実したものではないのではないかと思うんです。

1つここに11月12日付の河北新報の切り抜きがあるんですが、この中で今の防災無線の関係が出ていましたので読ませていただきますけれども、これらもちょうど河北新報と東北大の合同で調査をした被災者に対するアンケート、大崎市の鹿島台と大郷町、それから丸森町ですね。いわゆる仙北と仙南、このところから出されたものなんですけれども。

無線が聞こえづらいということで、地域別に見ると、防災無線、屋外拡声器ですね。情報を入手したとの回答は、大郷町36%、丸森町と大崎市鹿島台は8%台、一方、防災無線、これは屋内のです。戸別受信機ということになりますけれども、これは大郷町で66%、それから鹿島台で32%になったということです。だから、大崎市はラジオ型の戸別受信機を町内全戸に配付して、町は10月12日、遠隔操作でスイッチを入れて大きな音量で避難を呼びかけた。丸森町の自由記述では、屋外の防災無線は雨で全然聞こえなかった。戸別受信機があればよかったとわかったというような河北新報で調査をしたものがあるんですよ。

これを見ると、どちらかという大郷町の場合でいえば、屋内の防災ラジオ型といったものを使って聞いたと。ただ、考え方の近いというか、大崎なりそちらのほうというのは、非常に河川氾濫が多いのでこういうものに敏感になっていることは事実ですよね。仙南はどうかというと、そういったことが少ないので、どちらかというところこういった被害に対して余り、余りということはないけれども、大崎なりあっちの仙北とはちょっと違うというような格好になると思います。

もう一つ、ここにあるのは避難の有無について、これも同じ河北の記事ですけれども、これを見ると、自宅の外に避難したというのが大崎市鹿島台、大郷と仙北のほうでは80%の方が避難したと。自宅の外にということだから、避難所とか、ある

いは親戚の家とかそういうところだよ。ところが、丸森町の場合は、自宅の外に避難したというのは17.3%。だから非常に少ないんですね。全くちょっと違う、意識的なものがちょっと違うというようなことがあるんだけど。

いずれにしても、そういうふうな意味では、防災ラジオそのものは屋内型ですから、お家の中にいて仮に緊急速報出さなくちゃならないといった場合は自動的に自動起立でスイッチが自動的に入って音声流れるという。そういった意味では寝ていてもすぐわかる。大きな音でなりますから。そういったこともありますし、先ほど町長も言われましたけれども、コミュニティ放送ができたわけですよね。であれば、今後これもやはり考えていかなければならないのではないかと、前回も質問していますけれども、今回も同様に考えています。今のことを受けてどうですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在、まずはコミュニティ放送をなるべく早く立ち上げられるように準備をしていかなければならないかと。

各戸ごとの無線でございますが、こちらはどうしても費用の面がすごくかかるといことで、情報伝達手段として、私の家の場合は、家族であれば母親でもどうか、80を越す母親でも緊急メールだけはちゃんととれるような形には教えておりますので、なるべく地域の住民の方々にも、そういう部分で緊急メールだけはわかるような形を早くしていかなければ、理解していただけるように努力しなければならぬかと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 費用の面をおっしゃいましたが、費用については、これは総務省の消防の報告ですけれども、当然補助対象となっていて、これは平成29年から平成32年、令和2年ですから来年度までの補助があるわけですよ。それと、東日本大震災の交付金もありますよね。これも来年で終わりになる形なんですけれどもね。こういったものを活用してやるということでやはり乗り切れるのではないかと私は思うんです。ぜひ検討するという事ですから、ぜひ検討していただきたいと思っています。

それから、小学校とかの避難の関係についてお話をいたしたいと思っておりますけれども、先ほど小学校、中学校、近隣のところも活用したらいいのではないかとというのは、これはあくまでも緊急避難先としてです。もちろん本当の公民館のところへ逃

げられれば一番いいんだけど、現実として逃げられるのかどうかという問題もあるわけですね。やはりどうしても、事前に準備をして逃げればいいということになってはいるけれども、先ほどお話ししたとおり意識的な問題もやはりあると思うんです。だから、そういった面が多くて、大崎なり県北のようにすぐに逃げるといって体制ができていけばいいんだけど、そういった意識というのはまだまだのところがあるのではないかと。丸森の例だと17.数パーセントですね、逃げたというのが。亘理町はどうなのかというと、やはり意識的に同じではないかと私は思うんです。そうしてくると、まだ大丈夫だろうというふうな意識があるとすると、本当に困った時点で逃げるわけですよ。

そうしたことによって、そうするとどうなるかと、私は台風の日次の日、朝に回って見たんです、いろいろ。そうすると、ここの例ですけれども、県道村田亘理線、あそこから槻木大橋のほうに向かっていったんです、朝。そうしましたら、ちょうど田沢の浄水場のほうに曲がる所といいですか、そこをちょっと過ぎるとちょっと小高くなって橋があって、そこを下ると。そうすると、もう冠水でほとんど水が海のような状態になっているんですね。そういった状態があるというのと、あとは、今言った小山なり田沢から今度山のほうを通って逃げようというふうな感じをしたとすると、そこについても倒木があって、あの日は。電線の上に乗っかっているような格好で道路を塞いでいるんです。朝に行って見て写真を撮ろうと思って写真を撮ったんだけど、そうしたら電力の方がいて、余り行かないでくださいと。そこは6,000ボルトの電線なんで危険ですからと言われて怒られたんですけども。

そういったふうな状態を考えると、本当に逃げようと思ったときに逃げ場がないというか、そういう状態になっているときもあるわけですね。今は1つの例として言いますが、そのほかのところだって同じだと思うんですよ。なかなか逃げようと思っても逃げる、要するにルートがないというようなこともあるし。私も同じだったんですけど、夜の10時ごろにやはり私も避難をしようと思って逃げたんですけど、かつての10・5豪雨でしたか、あのとき旧道のほうが冠水したんだよね、すごく。冠水したからということをもう忘れてるのね、自分としては。だから、旧道を回って行こうとしたら、すごい状態になっていて行けなかったんですよ。慌ててバイパスを通って避難をしたというようなこともあるんですけども。

そういったことが各所で恐らくあるんだろうと思うんです。

だから、そういうことを考えた場合には、緊急的に逃げられないときにはやはり学校とかそういう高い建物、そののところをやはり逃げ場所として確保しておく必要もあるのではないかと思うんです。例えば、あそこで言うと農協です、高いのは。そういったところとか、いろんな方法があるのではないかと思うんだけど、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今の大槻議員のご質問では、本当に差し迫った状況では、もうとても人間は動ける状況ではないと私は考えております。ですから、この間の3時55分に発令したときでも、2階への避難とかそういう呼びかけをさせていただきました。もし、それで緊急の避難所はここですよというふうに指定をされていて、その間にいらっしゃるときに流されたとか、この間はまだ内水氾濫ですからよろしいんですが、特に逢隈地区の場合はやはり阿武隈川の氾濫というものを考えながら常々私たちはいろんな避難勧告とか指示を出さざるを得ないと考えておりますので、かえって住民を混乱に陥らせる状況が出てくるのではないかと、その辺に関しては私自身としては危惧をしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） そのときそのときの状況、台風の状況によって違うと思うんです。だから、今の例は、本当に困ったときそうかもしれない。でも、いろんな例があると思うのね。例えば、今回避難所を開設してあったわけだよね。どのくらいの人が避難所に来たかというのと、842名でしょう。その方たちだけでも、結局公民館にいるのがなかなかそこだけで済まないということで中学校まで開放したということでしょう。まあまあ、いずれいっぱいになったということは事実だよね。

そのことを考えて、さっき丸森町で外に避難したというのが17%と言いましたよね、ここで書いてあるのが。亘理町の人数、3万3,000幾らいますよね。この17%が仮に避難所に行ったとしたら、そうしたら5,800人とか6,000というふうな人間になります。これはそこの中に入れられるんですかねと。だから、私は、そういうことも含めて、そこだけではなくて開放できるのであれば、確かに水没してしまうかもしれないです、車は。そういうことはあるけれども、人命にはかえられないと思うのね。そこも含めてどうでしょう。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） その辺は総合的にもう一度、先ほどおっしゃられている十七、八%となると6,000名ぐらいの方が避難をするわけでございますので。ただ、いろいろな今回の避難指示におきましては、対象者が2万2,000名ぐらいだと思いましたが。そうしましてもやはり4,000名を越す人間、住民の方が避難をされるわけでございますので、その辺も含めて今後対策を考えていきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ぜひ考えていただきたいと思います。本当に皆さんに意識があって逃げようとする、渋滞のことも考えられるので、そこはやはり考えていかなければならないのかと私は思っています。

それに関連して話をさせていただきたいんですけれども、亶理町でことしから内水マップというのを出しましたよね。これは上下水道のほうで調査をして、1億か幾らか忘れましたが、相当の金を補助金としてもらってそこで調べていたわけですよね。ただ、調べたのはいいんですけども、このマップ、避難のときにやはりこのところが通れないとか、この活用の仕方がいろいろあると思うんです。つくったのはいいけれども、活用の仕方として何か考えていますか。何か必要だと思うんですけども。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そちらの件は総務課長に答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 従来のハザードマップのほかに上下水道課で内水マップ、氾濫マップをつくったわけなんです、これについては、1つの目的としては雨水の関係の事業を展開する上で必要だということです。今回についても、従来防災計画上は風水害対策においては、阿武隈川の氾濫を前提とする関係がございまして、亶理地区については避難所というのは従来は設けてはいなかったわけなんです。ただ、そういったこの内水マップの状況も踏まえまして、亶理地区の方については亶理小学校へという形をとったわけでございます。なお、十分にその辺は活用できているのではないかと考えております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 先ほども言ったかもしれませんが、活用の仕方として、これ

があっても現実にどこにあるのかというのを全然わからないわけですよ。だから、私は、どうせこれをやるのであれば、例えば看板をつけるとか、標柱をつけるとか、過去というか計算上ここまで来るんだよという、そういったものも私はつくるべきではないかと思うんです。それを検討してもらったほうがいいかと思うのと同時に、この内水マップについては、今お話があったように、亘理地区ですよ。それから、荒浜地区、それとサニータウンです。ここしかやっていない、ないんです。一番最初の質問者の同僚の鈴木議員から話が多少ありましたけれども、私は、内水マップ、ここしかできていないんだから、そのほかの地区はどうなんだということを考えた場合に、私はさっきお話をしましたけれども、海のような状態に小山地区とかなっているわけですね。過去の事例の、要するに冠水マップというのをやはりつくるべきではないかと思っているんです。そのことを頭に入れておくべきだし、これも同じように標柱なりあるいは看板なりに過去にここまであったんだというものを残しておくべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 冠水マップということで、他の自治体で実際につくって活用しているというところもあるようでございますが、冠水マップについては、町民の皆様からの情報、それから職員が実際にパトロールした際の状況など、過去の豪雨等の被害記録によって作成するものでありますけれども、全ての浸水箇所を完全に把握するものではないと思います。あと、雨の降り方や雨水の排水施設の状況とか、土地のかさ上げなどの条件によって浸水箇所も変わっていくと思いますけれども、今後、冠水マップ等をどのような形で作成するべきか、その辺市内でよく検討させていただいて防災会議等でその辺等を協議していけたらと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ぜひ考えていただきたいと思っております。

続きまして、（２）のほうに移らせていただきたいと……。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員に申し上げます。一般質問の途中でありますが、ここで一旦休憩をいたしまして、再開後に残りの一般質問を行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

6 番（大槻和弘君） 了解しました。

議長（佐藤 實君） それでは休憩をいたします。

再開は午後1時ちょうどといたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後 0時56分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、15番鈴木高行議員から早退の届け出があります。

では、大槻和弘議員。再開いたします。

6番（大槻和弘君） それでは、引き続きさせていただきます。

（2）ですけれども、避難が長期化になると避難者のプライバシー確保が重要になるが、本町でのプライバシー用テントや段ボールベットなどを備蓄してはどうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの避難の長期化に関するご質問でございますが、東日本大震災の経験と教訓から、避難した当初は他人同士でも支え合うことで精神的に安定しておりますが、体育館のような広い場所における長期的な避難生活は、多数の被災者が同時に生活するためプライバシーを守ることが難しく、常に他人の目がある状況がストレスとなるといった問題があります。

そのような長期的な避難生活の改善とプライバシーの保護のため、テントや間仕切り、そして要配慮者のための段ボールベットは有効であることは認識をしているところでございます。このため、震災以降に各避難所にご置きます備蓄倉庫にパーテーションやテントを配備し、長期的な避難に少しでも対応できるよう努めております。

しかしながら、段ボールベットにつきましては備蓄をしていない状況でございますので、防災拠点施設整備とあわせて予定しております備蓄品の整備事業の中で検討するとともに、災害協定を締結しております事業所において、同様の物資の支援が可能な事業所があれば優先的に提供いただけるような体制づくりを確立することで、さらなる防災体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 備蓄をするということだと思っておりますけれども、ここに「避難所づくりに活かす18の視点」という本があるんですよ。これは病院の先生とかそういう方たちがつくったような格好で、いわば衛生的な部分とかそういうことも含めて、トイレの問題とかいろいろ書いてあるんですが、この中の一番後ろに写真が2枚ほ

ど載ってしまっていて、見えづらいでしょうけれども。一番上のものは、伊豆地震ということで1930年代のものが載せてあるんです、写真。そして、下に書いてあるのが熊本地震、2016年の写真が載せてあるんですけれども、上と下を見てもほとんど同じなんですよ。80年、90年前かな、そのくらい前からほとんど変わってなくて、布団があつてそこに横になって雑魚寝しているというような格好。やはりこういった格好というのは、非常に衛生的な部分も含めて、プライバシーの部分も含めてかなりやはり大きい問題かと私は思っているんですよ。どうですか。恐らく町長も現地に行って見てみたとは思っているんですけれども、避難している態勢。どういうふうに思いますか。まず率直なご意見だけ聞かせていただきたい。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 8年前の震災時でありますときは、近くでは亘理小学校や亘理高校等を見させていただきましたが、本当に震災、二、三日後には、もうすごいぎゅうぎゅう詰めのような状況で被災された方々がいらっしゃると。一方で、手前どものところで経営しているショッピングセンターの駐車場の中にも、車の中に四、五人乗って避難している状況。ああいう状況等というのは、二度と起こってはならないと思いますし、今後やはり先ほどの最大4,000人から6,000人のような大きな避難者が出た場合のことを考えながら、いろいろと検討してまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 全くそのとおりでと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それと、午前中の質問にもありましたけれども、女性の方とか子供の方もやはりいらっしゃるということを見ると、私は亘理中学校ですか、この間の台風のときに中に入って見たんです。そうすると、中でテントを張っている人もいますよね。あれは自分で持ち込んだのかどうか分からないんですけれども。だから、女性の方とか何かというのは、こういうふうなテントも着がえとかいろいろあるだろうから必要だと思うんですけれども、それについてはどうでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 現在の備蓄状況でございますが、各避難所におきましてテントを全部4張りずつ備蓄している状況でございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。



6 番（大槻和弘君） ここも4つで間に合うのかどうかという問題があるので、ここもやはり今後とも考えていただきたいと思っております。

次に、3番目の質問に入らせていただきますけれども、本町において、現在採石場が数カ所あるが、土砂崩れなどの被害はあるのか。今後その対応・対策をどうするのか。住民及び消防団などと協議を行うべきではないか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 現在、震災復興関連工事の関係から町内の11カ所で土砂の採取が行われておりますが、今回の台風の影響で大きな土砂崩れの被害のあった箇所はございません。しかしながら、土砂採取場内の調整池のオーバーフローが原因と考えられます雨水と土砂の流出によりまして道路や側溝に土砂が堆積し、その撤去作業を行った箇所が数カ所ございました。このため、道路や側溝を管理する立場としまして、土砂採取業者と今回の土砂流出の原因と場内の管理体制、そして今後の対策につきまして協議を行いたいと考えております。

また、無秩序な林地開発は森林の持つ働きが失われ、周辺にあらゆる被害をもたらすことが懸念されますことから、県知事の林地開発及び採石法に伴う許可が必要となっており、毎年県の立ち入り検査と指導も行われることとなっておりますので、今後、県が確認した状況を共有させてもらうこととしたいと思っております。

なお、地域住民や消防団員との協議につきましては、要望があれば現地査察及び意見交換会の開催を検討したいと思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 町内11カ所ですか、今言われたとおりそういった場所があるというような格好で。私も、自分の家あるいはほかのところからも山を見てみると、やはり至るところ削ってあるというようなことがすぐに目に見えてきているということがあって、やはりこれは震災の関係もあって当然しょうがないといえばしょうがないんだろうとは思いますが、ただ現実的に私がすごく心配だという部分がありまして質問をさせてもらっている格好なんですけれども、まずこの採石といいですか、土の採取ですね。これというのは、あとどのくらい続くのか。11カ所ありますけれども。わかればお答え願いたい。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちらは商工観光課長のほうに答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 採石法の関係で商工観光課が担当しておりますので、私のほうから回答させていただきます。

それぞれの事業所で申請の時期と終わる時期の期日、それぞれ違いますけれども、一番早いものと、令和2年3月14日というのが今の時点で一番早いものでございます。一番長いものでございますと、令和6年9月までというのが申請で出ている状況でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） すると、ことし令和元年ですから残り5年ちょっとあるんですかね。ただ、5年ちょっとあるとはいえ、災害のほうは待ってくれないというのが実情だし、そして現実的にその採取が終わっても、今度は恐らく植樹をするという形になると思うんです。それにだってやはり時間がかかるということを考えると、この対策をとっていかなければならないなと私は思うんです。とりわけ、この間私が見てきたのは神宮寺ですけども、これも町長が何か見に来られたという話をされたんですけども、神宮寺のところもやはりあそこに2カ所採取場があるのかな。そのところからやはり水が流れてきて、それが原因かどうかわからないけれども、結構崩れたところは、大規模ではないけれどもやはり結構それなりに、自分の家のすぐそばまで削れているというような状態があるんですよ。今回の台風でこれだけですから、今後もうちょっと大きいのが来たらもっと大変な状態になるのではないかと私は思っているんです。これに対する対策というか、そういったもの、考えているものはあるでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 崩れた際の対策といいますか、年に一度、県のほうで確認調査を必ずするような状況になってございます。もし万が一、台風とか大雨とかそういったものでの被害があった場合は、すぐ許可者であります県に連絡してその後の対策、対応についてやっているところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 今言われたように、県の許可ですよ、これは。だから、直接町がどうのこうのとするわけにはいかないというのは、当然それはわかるんですけども、

ただ現実問題として、そこの下に住んでらっしゃるのは亙理町民ということになりますから、やはり何らかの対策は必要かと思うし、そのためにもやはり、恐らく調査はしているかと思うんだけど、中に行ってね。あと協議も今の話だとしてという話もあるので、そういったことを今後とも続けていくのは当然のこととして、やはりこの採取業者を含めて町とお話をする場とか、これは許可権者ではないので話はできないけれども、ただそういった何か協議の場というのはつくることのできないのかどうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件におきましては、総務課長より答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 大槻議員のご質問でございますが、過去にも例えば北長瀬の長瀬ガーデンの近くの土取り場の関係で、地元の皆さん、私ども防災担当する総務課、それから登録の関係等ありまして都市建設課、あと地元の業者と現場の視察を行いまして意見交換等も行っております。こういった状況も踏まえまして、ほかの土取り場のところにつきましても、その協議の場は設けていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） というようなことなんですけれども、11カ所あって、私が住んでいる逢隈のところも、先ほどお話をしましたけれども、水が相当田んぼとかになって冠水状態が続くという。やはり流れてきているんですよ、そっちから。道路を見るとすぐわかって、色がついていてこっちに流れたなというのはわかるような状態なので。そういったことも含めると、一番心配なのはやはり住民の方だと思うんです。住民の方はどうすることもできないので、そうするとやはり密に、今言ったように町と住んでいらっしゃる方、あるいは業者の方、消防団の方、その方たちと話をする場をやはり設けて、年に1回でもいいですけれども、そういった場を設けて、そして、何かあったときはどう逃げたらいいのか、どういうふうな状況だと逃げなくていいのかということを話し合う場が必要だと思うんですよ。それはいかがですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 防災訓練等にも似たような状況の中での話し合いもあるんですが、やはり土取り場周辺の皆さんとそういった場を設けるように、地元の行政区長を初め関係者、それから消防団等とその辺よく今後とも協議していきたいと思いま

す。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ぜひともそういった場をつくっていただいて、そのことによってそこに住んでいらっしゃる方も、身の危険が当然あるわけですから、そのことも意識としてわかるということもありますし、先ほども言ったように現地も見てみるというようなことも必要なので、やはり住んでいらっしゃる方も含めて現地を見ているような格好でぜひとも進めていただきたいと思います。

これについてはここで終わりますけれども、最後の2つ目に移ります。

地方公務員法、地方自治法の改正に伴う制度導入について。国の制度改正により行政区長制度が変更となるが、問題点も含め行政区と十分議論すべきと考えるがどうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、地方公務員法第3条第3項第3号の規定を任用の根拠とする特別職非常勤職員につきましては、産業医や学校医といった専門的知識に基づき助言や診断を行うような職や統計調査員などの法に基づく職といった総務省が定める職に限定されることとなり、任用が厳格化されることとなりました。

本町におきましては、昭和30年4月から行政区長制度を設けまして行政と地域のパイプ役として行政区長を設置しておりますが、特別職非常勤職員である行政区長につきましては、先ほど申しあげました改正後の要件を満たさなくなることから、これまで行政区長が担ってこられた業務や役割、地域と行政の連絡調整等につきまして見直す必要が生じており、新たな制度を構築しなければならない状況となっております。

このことから、本町におきましては、行政区長制度の担当課であります総務課を中心としまして制度見直しに伴う影響につきまして役場内部で協議・検討を行い、行政区長への説明を行ってきたほか、行政区長制度を設けていない自治体を訪問・視察するなど、町と行政区長が共通の認識を持って取り組むことができるよう努めてまいりました。

いずれにいたしましても、本町に限らず行政区長制度を設けている自治体につき

ましては、法の趣旨に基づいて見直しを進める必要がありますので、他自治体の動向も踏まえながら、各行政区の代表であります行政区長の皆様方と問題点を含めた議論を十分に行い、町として方針を明らかにし、本町にふさわしい新たな制度が構築できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） お答えいただきましたけれども、非常に難しいお答えなので理解するのが難しいような感じなんだけれども、要するに、今まで議論してきましたけれども、会計年度任用職員、これが地方公務員法改正によってそういう制度になると。だから、今いた臨時職の方については、会計年度任用職員ということで来年4月からそういう制度になっていく、変わるということなんだけれども、その法律ができたことによって、要するに特別職の公務員もきっちり分けなければならないと。

そうすると、今、区長さんはどうなっているかという、区長さんは特別職の公務員ということになるので、その方は今度どうなるかという、会計年度任用職員になってしまうと。そういうふうなことになってしまったりするので、だから、いわゆる区長さんについてはそれに当てはまらないと、まず。そういうふうな職員に当てはまらないのは当然の話なので、会計年度任用職員だとまた1年で交代になってしまうしね。そういうことにはならないから、だから今回見直しをせざるを得ないんだということですよね。

その上でいうと、区長さんの制度、今現在あるのは自主組織である自治会がまず1つあって、そして区長さんという人がいて、この2つ、現実には2つ、1つで1人が2つを見ているという格好、自治会のほうといわゆる行政から委託されたものを一緒に同時にやっているという形になっているということだけれども、今回の制度ができることによって、ざっくりばらんに言って、要するに区長さんはなくなるということに理解していいんですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほうは、担当しています総務課よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 今の地方公務員法、先ほど大槻議員のご説明があったとおりでございまして、行政区長がなくなるといいますか、それに基づいて条例も制定して

いるわけなんです、実際に名称的にはこれからどういうふう、自治会になるか、町内会になるのか、それとも行政区と区長みたいなものを残すかそれは別、行政区ごとによって違うんですけども、今の制度での行政区長はどうしてもなくなってしまおうという状況でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） なくなるというか、なくしたいということになると思うんです、まず。そして、現実的には今ある自治会の会長、どういう名前になるかはわからないけれども、その方が残って実際業務をします。町から委託するものを自治組織がやるということだよ。そういうことになると思うんだけど。

これは、宮城県でいうと、今現在、自主組織だけのところもありますよね。ここは宮城県でいうとどのくらいあるんですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 私どもで把握している状況ですが、県内で区長制度を設けていないのが仙台市、塩竈市、白石市、東松島市となっている状況でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 全自治体、宮城県の中で4つしかないということで、今度は亶理町もそれになると。亶理町だけではなくてね。全国的な法律ですから全国的にそうなるというような形になると思うんです。

この区長制度が変わるとどうなっていくのかなということが非常に心配なわけですよ、実際どうなっていくんだろうなと。区長さんたちも恐らくかなり心配をしている。今まで恐らく説明をしてきたけれども、説明し尽くしてはいないと思うのね、区長さんたちに対して。だから、時間を要するんだと思うんです、私は。これは拙速にやると本当に間違った方向に進んでしまうのではないかと思うので、どうなんでしょうか。わかる範囲でいいんですけども、近隣自治体でどの程度まで今進んでいるのか。もう既に来年からやるところがあるのかどうか、そこをお聞きしたい。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） やはり近隣自治体もほとんどが行政区長制度を設けているような中でございます。そういった中で、法律的には来年の4月からとなっておりますが、やはりそこに標準を合わせるという形にも一応なっているようでございますが、

なかなかその手法について自治体の状況でまた違っているような状況が見受けられるようでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

- 6 番（大槻和弘君） すると、全体的に模索をしている段階だというふうに理解していいですね。だとすると、私も、この問題を考えた場合には非常にいろいろな問題が出てくると思っていて、1つは、今現在でもいわゆる自治会に入らないという意見を持っている方たちもいますよね。この制度になると、さらにそのことが加速されるのではないかという心配もあるし、あるいはまた、例えばごみ集積所の問題とか、ここの問題も恐らく出てくると思うんです。未加入者の人については使わせないとかいろんな話になってくるとやはりいろいろ問題だし、そんなことも含めて問題だし。あと、区を統合しなければならないという問題も出てくると思うんです、当然。でないと、小さい区と大きい区があるのでそこも統合しなければならないという問題が出てくると思うので、そういった問題、認識というのはどこまでされているのかというのをお聞きしたいんですけども。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 確かにいろんな問題点はございますけれども、区の統合と申しますか、やはりそれについては今の自治組織と申しますか、行政区の組織を中心として考えていきたいとは思っています。急にこの関係において合併の話とかそういった話をしていきますと、また複雑な問題が出てくるということがあると思います。そういった中で、やはり先ほどのごみ集積所なんかの問題も実際意見として出てきております。

そういったことを今後、1年と申しますか、実際は来年の4月からなんですけど、ちょうど互理町の場合の現在の区長の任期が令和3年の3月31日までであって、4月1日からあと1年じっくりかけて、この話を始めているのが本年の夏前から実際お話を始めていて、実際皆さんと一緒に研修なんかした上でいろんな意見が出てきています。そういったことを一つ一つ解決しながら、令和3年4月1日から移行していききたいという考えでおります。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

- 6 番（大槻和弘君） それだけではなくて、まちづくり協議会との関係もありますよね、当然。区ごとにやっているという格好がありますから。その問題も整理しなくて

ならないし。

あと、やはり問題になってくるのは、今区長さんについては報酬を支払いをしているということになります。今度自治会制度になると、区長さんではなくて自治会そのものに報酬がいくような、報酬というか委託料になってしまうんですかね。そういう形になっていくと思うので、そうするとその取り扱いについても非常に難しい問題が出てくるのではないかとこのところを考えた場合に、今、1年で解決しようとしていらっしゃるけれども、果たして1年で解決できるのかという私は疑問を持つんですね。さっき言った東松島とか白石とか、恐らくこの自治会組織になるためには時間を相当費やしてきたのではないかと思います。

そういうことを考えると、1年でやれるのかどうかという問題もあるけれども、それとあと住民ですよ。今現在、住民の方は誰も何も知らされていないんです。区長さんしかこの問題について話をされていないので。ただし、間違いなく法制度が変わったのでそうなるということになった場合には、私は住民説明会を何回か重ねていく必要があるのではないかと思います。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） その関係についても、今の行政区長さんたちの話し合いの中では出てきているんですが、まず区長の皆さんの理解と今後の方向性というものを出示してもらおうということでよく検討させていただいて、住民に対しての説明会が必要かどうかについても行政区長の皆さんと検討してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 私はやはり必要だと思うんですよ。でないとなら、後になって、実際に本当に制度が変わるといったときに、かなりの戸惑いが出てきて非常に、さらにもめることになるのではないかと私は思うんです。であれば、皆さん方の意見を聞いて、1つにはまとまらないと思うんです、意見を聞いても。だけれども、よりいい方向に持っていくというのは必要ではないかと思うし。私は、どちらかというところこの制度をやらなければならないんだから、そうしたらすごくいい制度に持っていくべきだと思うんです。今現在問題がある制度、今の区長制度でも問題があるところは随分あるはずなので、それも今度は含んで、今度の新しい制度の中でその部分をいい方向に持っていくということも含めて考えていかなければならないんだと思うんですが、いかがですか。



議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 今、代表であります区長さんたちのほうからの認識といたしますか、100%とはならないとしても、やはりほとんどの方の理解を得た中で、やはり住民の方々にも説明していく場はつくっていきたいと思いますが、まず今の区長さんたちの理解ですね。先ほど質問がありましたとおり、報酬的な問題もきちんとして明確なものを今後、明確なものといいますか、こういった内容で出ささせていただくというのを今後今の行政区長の皆さんに示させていただいて、その理解のもとに皆さんの理解を求めるような場はつくっていただければと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 区長さんがまだ理解を示していない部分もあるということは当然だと思し、短期間の中で理解を示せないと思うんです。だから、先ほど1年と言ったけれども、残り1年にこだわらずにもう少し話し合いも含めてやっていく必要があるんだろうと思います。ぜひそのことを頭に入れておいて今後進めていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

次に、2番鈴木邦彦議員、登壇。

〔2番 鈴木 邦彦 君 登壇〕

2 番（鈴木邦彦君） 2番鈴木邦彦でございます。

通告に従い一般質問をいたします。

今回2つの項目について質問させていただきます。1つ目は、農山漁村地域復興基盤総合整備事業、いわゆる農地整備事業が本町にもたらす事業効果と今後の課題についてであります。2つ目は、認定農業者（担い手）への優遇策の構築についてであります。

まず、第1点目の農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）が本町にもたらす事業効果と課題についてですが、この事業によって本町の農業はどのように変革していくのか。農業の将来像をどのように描いているのかお伺いしたいと思います。これについては第5次互理町総合発展計画にも記載されているところではありますが、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 本町におきましては、震災後の農業生産基盤の復興を目指し、農山

漁村復興基盤総合整備事業を活用しました県営ほ場整備事業に取り組みまして、7地区合わせまして約1,200ヘクタールの大区画化及び用排水路等の整備を進め、平成30年度で全ての面工事が完了となりました。現在、事業完了に向け、暗渠排水、補完工事、換地作業等に取り組んでいる状況でございます。

これによりまして、本町の大区画圃場の整備率は6割以上に達し、作業効率の向上、そして有効活用が期待できる汎用化水田の整備等により、農業生産力の下支えとなる生産基盤の確立が進んできているものと理解をしております。それに伴いまして、大規模経営体、いわゆる担い手農家への農地集積率も向上し、平成30年度末現在における農地集積率は、町の基本構想の目標値である60%を上回っている状況になります。

しかしながら、近年、農業を取り巻く環境、そして情勢は、農業従事者の高齢化や新規就農者の確保、農産物価格の低迷など厳しい状況にある中で、今後は持続性のある経営体の育成が課題であると捉えております。

町としましては、低コストで競争力のある水田農業の確立を目指し、先進的技術を取り入れたスマート農業への取り組みの推進や高付加価値化農業の実現に向け力を入れるとともに、担い手農家との情報交換等を行いながらニーズに合った施策の展開を関係機関と連携し取り組んでまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） ただいま町長より回答があったわけでありましてけれども、本町の農地は東日本大震災によって壊滅的な状況になったわけでありまして。東日本大震災復興交付金により、先ほど回答がありましたように7地区、約1,200町歩が行われ、国からの支援はもとより農業関係者の大変なご尽力をいただき、すばらしい農地がよみがえりました。その姿を見るにつけて、この事業を本当に今後やらなければならないことをしっかり見据えて課題を洗い出し、いちご団地も既に活動しているわけですので、本町の農業の将来像を考えていかなければならない時期だと考えているわけです。

そして、そのためには、亙理町農業振興基本計画という個別計画をしっかりと策定することが本町に課せられた責務だと思ひ、今回提案したものでございます。個別に個々にご質問すればよろしいんですが、町長の回答を得てからの質問も考えておりましたのでこういう大ざっぱな質問になりました。

そこで、まず私が懸念している問題点について触れたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1点目でございますが、圃場整備をめぐる一連の手続の関係でございます。通常の圃場整備と交付金事業の流れのカイヒの相違であります。いわゆる一連の事務手続の件でありますけれども、通常の圃場整備の流れは、地域ビジョンの策定から始まって地区会の決定、営農等の意向調査、現況調査があつて基本計画の作成、地元説明会、同意聴取、換地原案作成、一時利用地指定、事業採択、実施設計、着工、換地そういった感じの一連の流れになっているわけですね。一般的には3年から4年かかるプロセスだと言えます。ただ、同意聴取とか相続未了の土地とかが多いとそのスパンはもっとかかる状況にあつたわけでございますが、この交付金事業では1年程度で終わらせる工程になっているということでございます。

そこで、まず最初にお伺いしたいのですが、換地処分までの一連の手続は順調に進んでいるのでしょうか。大変な面積であります。それに関連する職員のマンパワー、不足しておりませんか。交付金事業とはいえ、手続等に関すれば通常の圃場整備と何ら変わらないと理解しております。そういう中で、今後の集積にも影響が出ると思われる不換地ですが、どれくらいの割合であるのか。その辺、今一連の作業はどうなっているのかとか、正確な数字でなくても構いませんので、その辺の流れを教えていただければと思います。

以上です。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） この件に関しましては、農林水産課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ただいまの圃場整備に関してのこれまでのスケジュール、今後のことということなんですが、今、鈴木議員がおっしゃったとおり、通常では考えられない、一気に一括に並行して7カ所、約1,200ヘクタールの整備ということであつたわけなんですが、そこで一番はまずマンパワーということなんですが、関係機関の協力もあつたおかげでここまで来ているということで、現在、先ほど町長の答弁にもあつたとおり、今現在は補完工事、その他換地に向けて全力で取り組んでいるという状況に至っているということで、震災後から現在までを経過しており

ますが、おおむね計画どおり順調に換地業務の手前まで来ているということで、現在7地区のうちの1カ所、荒浜北部だけ全体委員会の総会が終わっております。今後、6地区の全体委員会を終わって、そして全地区換地処分まで全力で取り組んでいくということは変わりございませんので、今後とも皆様方の協力をいただきたいと思いますと思っております。

その中で、何せ震災後、取り組むまで本当に期間がなかったことで、今、議員がおっしゃられた俗に言う不換地の割合ということなんですが、そのときも地権者の方々は実際、被災後から短期間でそれに取り組むかどうかという、短期間でその方法、判断をしなくてはいけなかったということで、農家の方々は大変その判断には苦慮したと推測しております。自分の農地をもう手放してやめるかというのが一番悩んだと思うんですが、現在、不換地はどの程度だということなんですが、一部の荒浜と高屋、鳥屋崎地区で一部不換地のところは出てきているんですが、吉田の西部、南部、中部、こちらのほうはおおむねないというようなことで現在こちらでは集計をとっております。

なお、吉田東部、一番震災があって機械も流されたり施設も壊滅的な状況にあった吉田東部、こちらにつきましては、ご存じのとおり、一番不換地といえますか、もう農業に取り組めないというような方が多くいらっしゃるのが現実というような現在の圃場整備の状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） この換地業務に至るまでの圃場整備の作業といえますか、実務というのは、本当に大変なものだということを私も実感してわかっているわけですが、先ほど農林水産課長が言ったように、大変な事務作業を今行っているのかと思いますので、その辺町を挙げてといえますか、関係機関と本当に連絡をしっかりととりながら対応していただければと思います。今後の亘理町の農政にもつながってくる問題でございますので、ひとつこの辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目であります。それはコミュニティーの維持という観点なんですが、本町のみならず、被災地では多くの積極的担い手が新たに生産組織を結成するなどして、先ほどもありましたけれども、離農者からの農地を引き受けて大規模稲作や

先進的な施設園芸に取り組もうとしていると思います。そういう中、水田の草刈りや水路の泥上げ、いわゆる江払いですね。そういう共同作業を今までは農家が1人出る、2人出るということで本当に尽力してやってこられたんですけども、そういった共同作業を誰が担うのかというのは今度喫緊の課題だと思うわけなんです。

例えば、20ヘクタールの水稻をやるのに、機械体系が整っていれば稲作の場合、極端に言えば二、三名でできるんですよ。田んぼは可能なはずなんです。先ほどの答弁にもありましたけれども、スマート農業を展開している農家の人たちは、もっと大きな面積でも少ない人数でやられているわけなんです。そうした場合、地域のコミュニティーというのは今後成り立っていくのかどうか大変心配になるんですが、その点の見通しなんかいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらのほうも、農林水産課長のほうに回答をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 地域のコミュニティーということなんですが、もちろんこちらでも、現在一番心配されているのがこちらの点ということでございます。といいますのも、圃場整備が進めば進むほど農地の集積が図られます。ですから、圃場の耕作のほうは全て限られた認定農業者、地域の担い手のほうに集積されると。それが圃場整備の利点でもありますが、悪い点でもございまして、これまでも地先管理といえますか、導水路も本来耕作している方が自分の耕作の地先管理ということで議員おっしゃられた草刈り、江払い等を実施していただいたものがこれまででございました。

しかしながら、圃場整備が進むにつれて、圃場を担い手にお願いするということになりますと、所有者の方が管理もしなくなると。結論からすれば、ある地域、ある場所を仮に1人の方が全て何十ヘクタールも農道の草刈り、管理、江払い等ができるかということは、不可能でございます。ですので、町といたしましては、全町を挙げまして、そういうコミュニティーをとる意味からも、田んぼは担い手へお願いする。しかしながら、農道、江払い、草刈り等については、そもそもの地域の方々へお願いして活動していただくという目的であります多面的支払交付金事業、こちらのほうで地域で取り組んでいただきたいというのは切に、当初の当初からお

願っていたということでございます。圃場は担い手へお願いしますが、そのほかの農道、草刈り、江払い等については、耕作者でない地域の方々、皆さんで力を出し合って合意形成を図って、地区の取り組み路線として道路の管理までお願いしていきたいということで多面的支払交付金の事業を活用していただいて、活用する路線については、地域で話し合って地域の総意で取り組んでいただきたいということで現在、これまでも、今後にもなりますけれども、地域のコミュニティーはそういう面でもっていただきたい、そして、協力し合って農地の保全に努めていただきたいというのが現在の考えでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） この問題については、これまでもずっとあった問題でございまして、今後も圃場整備が進むにつれてそういった問題が大きくなっていくのかということで取り上げさせていただきました。

次に3点目、これは本来の問題になるんですが、今後の農業政策はどのように変わっていくかということなんですけれども、東日本大震災前の本町の農業の特性として2つの異なる体系があったと思います。その1つは、兼業家における米単一系と稲作とイチゴなどの複合系、経営規模拡大のため農家労働力を確保しなければならない農業体系の2つの傾向があったと思います。そのため、本町の農業政策としては、米価低迷の影響もあって所得水準を維持するために、さらなる経営規模拡大という対応が求められていたと思います。少しでも農業所得を上げるために政策的にも、そして、複合経営農家層が地域農業の担い手として存立するために地域内の土地利用における意見調整の支援体制、いわゆる集積の促進とかがもう必要であったし、地域内外の前作組織と分業化するとか、あるいは、稲作機械の共同利用組織などの組織形態を育成していく必要という課題があって、それに見合う農政政策を展開した経緯があったわけでありまして。

この農地整備事業は、大区画化とあわせて担い手農家を核とした集落ごとの農地集積を進め、農業経営の規模拡大、生産性向上を図り、大区画農地を生かした安定的な農業経営を推進するという計画をうたっているわけでございますが、これまでの本町の農業政策とは明らかに変化してくると思うのですが、いかがでしょうか。簡単に言うと、水稻部門と施設園芸がもう分離される農業形態が出てくるのではな

いかと。その辺どのような展開を予想されているのか。予想というところであれすけれども、いちご団地もこれから再編が進むかもしれません。そういうような年齢層にもなっていると思いますので、その辺どのような展望を描いているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 大変難しい話でございまして。今おっしゃられたとおり、これまでの互理町の農業といいますと、必ずといったらあれすけれども、必ず水稲の作付がありまして水稲で幾らかあって、仮に半分果樹とか半分施設園芸とかイチゴという水稲と何々ということだったんですが、先ほどからお話ししている圃場整備がここまで進んだということございまして、特に被災地のほうでは、極端な話ですけれども、水稲を一切やめてイチゴだけに特化している農家も営農類型では出ています。その反対に、この圃場整備によりまして水田は幾らでも請け負えるということで、反対にこれまでは考えられなかった1農家で30ヘクタール、40ヘクタールに取り組む農家も出てきております。

ですので、町といたしましては、今後、先ほど町長の答弁にもあったんですが、水田農家のほうはもう廃業か水田ですので、そこでももちろん転作等も生まれてくるわけなんですけど、おかげさまで圃場整備が進んだことによりまして、仮に水稲被害に、現在ですと飼料米とか輸出用米、そちらも転作扱いとなっておりますので、水稲の方々に関しましても水田を有効利用した営農展開をしていただくという形と、あわせて、反対にイチゴに関しては現在イチゴのみに特化している農家もございまして、今後は新しい品種も取り組むという話も聞いておりますし、いちご団地のほうからも新しい施設導入のお話も伺っておりますので、そういうのも今後の課題といいますか、材料として町のほうで検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 大畑浜に行きますと、60ヘクタールから70ヘクタール、作業受託をなさっている集団といいますか、方がいて、その方がイチゴ農家の水田を請け負っているんですね。なおかつ、夏場には水田の草刈り作業も行っている状況なんですよ。そういった農家の方たちもあらわれているんです。それは先ほど農林水産課長が言ったとおりの展開になってきているのかという部分があるんですけれども。先

ほどの課題の中からもいろいろひもとくように、いろんなことが今後出てくるとい  
うことが考えられると思いますので、その辺は十二分に関係機関と連携をとって対  
応していただければと思います。

そこで、私の手元に平成28年9月に施行された農業経営基盤の強化の促進に関す  
る基本的な構想があつてずっと見ていたんですが、正直申し上げますと、20年前と  
大した変わっていないのかなと。中身がですね。営農類型とか何か見ても。その辺、  
これも基本計画とあわせて、こっちの基本的な構想も今後早急にやっていく必要が  
あると思うんですね。

もう一つなんですが、先ほど町長の答弁で高付加価値化農業、そういった言葉が  
出てきました。これはいろんな捉え方というか、農業を展開するにおいて何か言葉  
を使われるんですけども、亶理町の高付加価値化農業の最たるものというのとはど  
ういうことを考えているのか、2点お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 農業経営基盤強化の基本構想ですが、こちらは10年ごとに一  
度見直すということでございますが、一応町といたしましては県から、もちろん県  
で定めて市町村で定めるというのが計画でございますが、県から指示があるごとに  
その詳細な箇所は見直しは行っております。大きな見直しは5年後ということにな  
っておりますので、28年度ということですので今度は平成33年度、令和3年度にな  
るわけなんです、その際には類型のほうは現状に合わせた類型で見直していきたい  
と思っております。

あわせまして、高付加価値なんです、圃場整備の水田で申しますと、主食用米、  
米に関しては現在、食味はもちろんのことでございますが、農協で進めております  
環境保全米、こちらのほうを米としては差別化を図って栽培をいただいている  
圃場が数カ所あるということございまして、それとあわせまして現在、混作から  
転作の事業として始まった輸出用米、こちらは現在、海外で日本国産の米が非常に  
人気があるということで、今年度から国の施策で転作扱いになっているということ  
で、実際、今年度から取り組んでもらっている農家もいらっしゃいますので、そう  
いう意味から亶理産の米が差別化が図られればいいのかと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。



2 番（鈴木邦彦君） この高付加価値化農業というのはいろんな捉え方があって、販売の仕方やら何やらということがあって、非常に便利な言葉として使われているケースが多々あるんですけれども、ぜひその辺も今後の販売戦略の中にひとつ組み入れていただいて対応していただければいいかと思います。

この項目の質問の最後になりますけれども、10月に台風19号や大雨により各地に甚大な被害をもたらしました。本町におきましても床上・床下浸水等があり、被害を受けられた方々には本当に心よりお見舞いを申し上げますところであります。同僚議員もいろいろ問題点を指摘しておりましたので、その辺もいろいろ対策を講じなければいけないと思いますが、農業に関して言えば稲わらの問題もあったわけです。

しかし、あえて申し上げたいことがあるのですが、もし仮にこの大区画圃場整備が終わっていなければ、完工されていなければ、被害はもっと甚大なものとなっていたと私は思っているんです。圃場整備の完工によって、それらに伴う排水施設の復旧とか新設工事により水田の持つ多面的機能の1つである洪水防止機能の役割が大きく貢献したのかという感じを持っているわけでございます。つまり、農地、特に水田を整備し管理していくということは、減災につながると思うんですね。水田の持つ多面的機能、その点も内外にもPRしてもよいと思うんですよ。

現在、土地改良区が中心となって小学校の出前講座や町内会の研修として亙理の排水機能について勉強会ができる機会があるのですが、亙理町の排水というのはこういう感じで水が流れてきますよということを土地改良区のほうでもいろいろ町内会を呼んで勉強会というかやっておりますので、その辺も数多くPRをして、うちの地区だったらどういう感じで氾濫するのかなとか、そういったことをしっかり町民の方に勉強していただいて減災につなげるような方向、そういったものをもっともっととっていくべきと考えますけれども、町長、ご所見いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいま議員がおっしゃったように、これがもしまだ工事の期間中であれば大変なことになっただろうなというのは想像につくわけでございます。今回の台風の被害におきまして、本当に水田が持つ力、水をためる能力というものをまざまざと知ったわけでございます。その一方で、住宅化が進み宅地化が進んだ部分でさまざまな弊害が出ているのが事実でございますので、その辺を町民の方々に知っていただくためにも何かの策をとっていければと考えているところでございま

す。

ちょうど昨年10月でしたか。土地改良区の全国大会が宮城県でございました。そのときに利府の大きいグラウンドの脇の体育館であったわけですが、翌日エキスカッションとしまして全国の土地改良区の関係者の方が約400名ぐらい亶理町にいらっしやいました。そのとき私は、イチゴの選果場でいろいろ説明をさせていただいたんですが、来る途中、ほぼ水田の圃場整備が終わっているところを見まして、皆様から、本当にうらやましい水田になったなど。私たちは100ヘクタールもまだまだ、しようと思ってもなかなかできない、それなのに今回は震災によってこういうことをしてもらってよかったですねという話、本当に亶理がうらやましいと言われました。

そのように、今回こういうすばらしい圃場整備ができたわけでございますから、農家の皆様にもぜひ今後とも頑張ってください、先ほど言いましたいいお米をつくっていただくなり、転作として大豆とかいろいろありますが、いい農産物を今まで以上につくっていただけるように。ほかの人から見れば本当、被災地以外の人から見ればすばらしい圃場というのが私も認識ができましたので、そういう部分におきまして私どもも農業振興に関しまして今後とも頑張っていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） ありがとうございます。今後、町がやはり中心となって、関係機関とともにしっかりと連携をして、将来の農業展望が明るい見通しとなるような個別計画のしっかりした作成に向けて動いてほしいことを希望し、1つ目の質問を終わりたいと思います。

次に、大きな質問の2つ目でございますが、農業を抱える諸問題の対策のため認定農業者、いわゆる担い手への優遇策の構築を行うべきではないかということなんですが、認定農業者制度は、農業経営基盤促進法に基づき市町村が地域の实情に即して効率的・安定的な農業経営を目標と内容とする基本構想を作成し、この目標を目指して農業者が作成した農業改善計画を認定する制度であって、平成5年認定農業者制度が創設されたわけでありまして。認定農業者の国の経営政策における位置づけというのは、制度当初に比べて一層重みを増しております。経営諸施策の対象者として認定農業者は必要条件となっております。

しかしながら、認定農業者の中には多様な経営類型、亶理町もそれに類似するん

ですが、販売額階層が含まれるとともに、経営改善計画に対する意識や達成状況はさまざまであって、認定農業者制度に対する現場の理解は十分であると言いがたい。その評価もまちまちであると言えます。農家の方からは、認定農業者になったけど何のメリットも感じられないんだというような言葉も多く寄せられています。

こうしたことから、認定農業者がこの制度をいかに利用し何を求めているのか。また、支援側の町は、これまでどのような取り組みを行い、いかなる評価を受けてきたのか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 認定農業者の国の農業政策における位置づけでございますが、議員ご指摘のとおり必須条件となっております。国の重点支援の対象となるためには、認定農業者であることが基本であり、また、県の制度においても同様の取り扱いとなっております。

本町の認定農業者数は、東日本大震災以前は約200経営体でありましたが、現在は約260経営体まで増加しており、認定農業者制度につきましては一定の周知が図られていると捉えております。さらに、農業関係機関と連携を図り、当該制度の周知に努めてまいりたいと思います。

認定農業者への支援制度としては、農業施設や農業機械導入に対する補助を初め、農業制度資金の優遇措置や税制上の特例などがあり、これらの制度の周知については集落座談会や認定農業者連絡協議会の研修会や意見交換会等を通じまして情報発信を行っております。また、町の支援として、意欲的に農地の集積や戦略的作物となる大豆や高品質生産に取り組んだ方々へは、町独自の助成を行っております。

本町の認定農業者の経営形態は、水稻を中心とした土地利用型作物、施設園芸、花卉、果樹、畜産など多岐にわたっておりますので、各種研修会などでさまざまな意見を伺いながら要望等の把握に努めております。これら要望に合致するものは、国の事業を活用していくとともに、各種制度の拡充についても引き続き国・県に働きかけを行いながら、町といたしましても、国・県の事業メニューにないニーズに合った事業の洗い出しを行い、認定農業者の方々と情報交換、情報共有を重ね、安定した農業経営が行えるよう農業関係機関と連携を密にし、将来の担い手となる新規就農者の発掘も含め、認定農業者の育成、確保に努めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 今ご答弁いただいた中から何点かご質問したいのですが、町の支援として先ほど、意欲的に農地の集積とか戦略的作物となる大豆の高品質、そういった生産に取り組んだ方々へ町独自の助成を行っているというご答弁が今あったんですが、大区画圃場整備が進んできている今、今後土地利用型作物として大豆の栽培がかなりふえてくるのかなと。まず農協あたりも今推奨しているのが大豆の生産なんかも推奨しているかと容易に考えられるんですけども、この助成はそういう傾向が多くなっても今後継続していく考えているのかどうか。これは町長のほうにご答弁願いたいですが。よろしくをお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 確かに大豆、大分、大豆の畑も大分ふえてまいったのは認識しておりますし、やはりミヤギシロメを初めこの地域には大分大豆はいいものができるということも私なりには知っているつもりでございます。ただ、大豆だけがどんどん多くなった場合どうなるかということになりますと、今のところいろんな助成があるためにそちらのほうに移っているのではないかと。やはり反収的にも助成があるので大豆をやっているというのが私は実情ではないかと思っております。今後、大豆が多くなってなかなか助成が厳しくなった場合は、それだけ今、大豆、トン8万ぐらいですかね。ちょっと最近相場、2年ぐらい前までは相場を毎日見ていたんですが、最近は余り見ていなくて申しわけございません。そういう形になると思いますので、それに関してはある程度のところまでは大豆は伸ばしていてもいいのではないかと。でも、ある限度、数量は私のほうで今幾らというのはわかりませんが、越した段階で、やはり先ほどの水田の治水能力とかそういうものもありますので、その辺も検討しながら、農業以外のことも総合的に検討しながらその辺では考えるべきときが来るかもしれないということはお話しさせていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 先ほどのご答弁の中に「町独自の助成を行ってきた」という回答だったものですから、今後も町独自のものがあるのかなと。国とか県の支援策ではなくて町独自の助成を行っているということでご答弁があったので、その辺を確認したかったんですね。もう一度どうでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 済みません。その詳細な内容については、農林水産課長より答弁を

させていただきます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 町独自の支援ということなのですが、町長がまずお答えしました大豆の支援でございますが、大豆の等級及び数量に応じて品質、等級が、簡単に言えば、いい等級にある収量を上げた方々に対して、つくるだけではなく高品質のものをつくって製品化するというような目的で支援している町独自の補助金がございます。

あわせて、担い手集積ということで、認定農業者になった方々が、今年度よりも来年度のほうが集積を図って経営規模拡大を図った面積増分に対して認定農業者を対象に助成をしているということも町独自で実施しております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） ぜひ継続性といいますか、そういったものを持って対応していただければ農家も安心するかと思いますので、よろしくご検討方お願いしたいと思えます。

2点目なのですが、先ほどの答弁の中に「各種研修会などでさまざまな意見を伺いながら要望等の把握に努めております」とか、「国・県の事業メニューにないニーズに合った事業の洗い出し」とあったんですけれども、これまでどのような要望があったんでしょうか。また、その中で実現できそうなものはございますか。お願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ただいまのご質問ですが、認定農業者の要望は、やはりどの時代といいますか、どの営農類型の方々も一緒なのですが、やはり機械と施設の要望が一番でございます。ですので、まずはメニューによっては国、そして県のメニューで取り組んでもらうのが基本なのですが、国・県で合致した認定農業者に関しましては、町単独でかさ上げ補助を行っております。それが町の支援としてはまず一番大きいものでございます。国の事業に乗って事業を実施しましても、町単独のかさ上げをさせてもらっているというようなことでございます。

それで、国・県のメニューにも合致しない場合といたしましては、町でも単独事業で一応そういう事業を立ち上げさせてもらっているという状況でございます、

近年では乾燥調整施設の県事業で乾燥の機械は県のメニューではあるんですが、その上の建屋のほうが該当しないというような場合は、町単独でその建屋を、上限額があるんですが、支援させてもらっているという事業もございます。そのほかにも、認定農業者全般にかかわる支援制度といたしましては、先ほど言った大豆の補助金のほかにも、町で指定している振興作物の転作で取り組んだ方々には、町のかさ上げとして補助をしているという町単独の支援でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 結構あるんだなと今びっくりしました。今後ぜひ、そういった農家に耳を傾けて対応していただければありがたいと思います。

次に、私が一番懸念していることなんですけれども、先ほどの一番目の質問に関連してくるんですけれども、現在、大区画圃場整備が進んで少数の担い手に農地の利用権が集約されているんですね。農業者の数が減る被災地では、もう本当に避けがたい状況ではあると思うんですけれども、農業経営の効率化から言えば本当に望ましい、圃場整備というのは望ましいことだと思います。

しかし、少し見方を変えれば、担い手の経営リスクが大きくなるとも考えられるんですね。そして、それがその担い手に頼んでいる方たちのリスク、いわゆる地域農業全体のリスクにもつながってくるのかなと。60町歩、70町歩、作業地づくりしてそこに何人も農家の方がいらっちゃって、つくっている人が冷害とか今回の大雨とかになれば、それらのリスクというのはもう背負っていくわけですね。昨今も夏場の高温といったものが続いて、収量や品質においても影響が出ていると農家の方から伺っております。先般の大雨のような被害も想定できます。その点で担い手に対する優遇策を考えてもよいと思うんですけれども、その辺の考え方というのは、今の状況ではあるんでしょうか。お願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 担い手の支援といたしましては、やはり全て国の施策を利用させていただくというのがまず大前提でございます。先ほど町長の答弁にもありましたように、認定農業者ならではの今は国の施設・機械補助事業、こちらも全部認定農業者が必ず条件となっております。そのほかにも今般、震災後に整備した圃場整備地区内において賃貸借を契約した中間管理事業によります一括前払交付金制度、

こちらの制度も大きいものがありまして、今年度でも約1億円ぐらいの補助金、そのぐらいの見込みでありまして、長期賃貸借を結んだ認定農業者がその代金、6年から何年間分の賃貸料を一括で所有者の地権者にお支払いした場合にその分を全額もらえるというような補助制度もございます。これは来年度までの事業なのですが、そういう制度に関しましても認定農業者特有の制度でございます。そういうのを含めまして、まずは認定農業者の方々には国の制度を利用してもらおうというのが大前提でございまして、町長の答弁にもあったとおり、それに合致しないんですが要望があるものについては、町単独で今後とも皆様の意見を集約して、関係機関の方々とできるもの、できないもの、そして有効的なものを皆さんで検討して町単独で取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 本当はずっと前なのですが、冷害があつて町の認定農業者に対する助成はないのかということになって、認定農業者が集積している面積に応じて国と県の補助の分を町単独で補助を出したことがあったんです。金額的には本当に微々たるものだったんですけども。そのときは本当に認定農業者から、初めて認定農業者制度のありがたみがよくわかったということで大分ありがたく思われたんですね。そういった事例もあるんですよ。

今後、やはりこういった形で、天候も不順になってきて、なかなか農家の方も今ひとめぼれで本当にいいのかどうかというくらい、夏場の高温とか何かで心配している農家の方もいらっしゃいます。それとあわせて、今20町歩やってんだけど、まだまだ頼まれると今後どうしたらいいんだかよくわからないんだというような農家の方もやはりいらっしゃいます。機械体系も変わってくるし、人手も要るしということで。その辺結構悩みが多く認定農業者の方も水稻に携わっていると、そういう状況でございますので、ぜひ何らかの方策を考えていただければありがたいと思います。

次に、本町の支援体制について伺います。本町の認定農業者の基準になっているものとして、先ほど申し上げた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想があつて、その中に認定農業者の育成とか新規就農者の受け入れや農業に関する研修の受け入れ先が記載されているわけでありましてけれども、その中の農業経営基盤の

促進に向けた方策という欄があるんですね。そこに「亙理町地域担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示を行い、地域の農業者が主体性を持ってみずからの地域の農業の将来方向について選択、判断を行うこと等により、おのおのの農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携を図られるよう誘導する」と記載されているんですよ。私自身も、亙理町地域担い手育成総合支援協議会、その存在がよくわからなかったものですからこの質問をするわけですけども、普通、亙理町総合農政企画推進協議会、総合農政があつてそこで認定農業者を認定してやっていくんですけども、そこで診断はするんですが、どこで今度営農指導とか何かするというのは、よく農家の方もわからないと言われているんですよ。「今、普及センターでやってんのかや、それとも農協でやってんのかや、町でやってんのかや」ということでよく言われるんですけども。これをずっと読んでいったら、その総合支援協議会というのが出てきたんですね。そこで営農診断とか営農改善方策の提示を行っていろいろやると書かれているんですけども。まず、この協議会の構成メンバーとか活動内容、利用している農業者はどれくらいいるのか教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 担い手育成総合支援協議会のまず構成メンバーなんですが、全く総合農政と一緒にございまして、町内の農業関係機関全てでございまして。農業委員会、農協、改良区、共済組合、宮城県、そして町と。全く総合農政と同じメンバーとなっております。

活動なんですが、現在、この担い手育成総合支援協議会というのが、まず県で宮城県農業同じ協議会とありまして、その下の組織という捉え方でありまして、県の事業でこちらの協議会の目的が担い手に伴う全てのことでございまして。経営診断とか法人化、そういうのが一番の目的のようございまして。ですので、県のほうでそういう研修会、個別の税理士とかそういう方々を呼んでの講習会、勉強会、そして個別相談、そういうのを県のほうでやる際にそちらのご案内を町からしているという状況で、町単独の事業としては現在はないということございまして。

というのも、この協議会自体が、そもそも他市町村では認定農業者を審査する組織がなかったということで設立したものでございまして、亙理町は既に当初から総合農政企画推進協議会という組織があつたもので、そちらで認定農業者の審査、認



定をしていたということでございますので、当初は農業委員会でこちらの協議会を持っていたのが組織改革等で現在は農林水産課に来てこちらが事務局を持っているということでございますが、今後のあり方については今後検討していきますので、事業に関してもあわせて今後取り組む内容については検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 農家の方に言わせると、町でも県でもそうなんですけれども、新規就農者を育成するとか研修をする場とかそういったことがあるんですけれども、今の農業の課題の1つとして、その場所って一体どこなのやっていうのが農家から言われる言葉なんです。前はいろんな、農協も営農とかいろんなところで互理の農業振興公社もあったりして、今もありますけれども、そこでいろいろパソコンの講習会とか複式簿記の講習会といったことでいろいろやっていたわけなんです。もちろん農業委員会は農業委員会で集積関係を一生懸命やっていたし。本当に連携というのをある程度しっかりとれていたんです。

ところが、やはり言葉尻だけで何か物事が動いている。連携とかこういう、何かもう今の農林水産課長のお言葉を聞くと、はっきり言って活動が余りされていない、同じだよということだったんですけれども、もしそういうふうに使われていない協議会であれば、やはりこういったものに記載してはいけないと思うし、何とか新規就農者が育つために研修の場とか、本当に連携を図って対応していただければありがたいと思います。その辺よろしくお願いします。

今260名いらっしゃると伺ったんですけれども、実際のところ、認定農業者になり得る人だけをピックアップして認定農業者を募るのではなくて、やはり経営改善計画のもとに認定農業者を育てていく、やはりそういったものが行政として本当に役割が大きいはずなので、その辺を頑張ってやっていただければありがたいと思いますし、今まで震災によってハードありきで進んできたというのは否めないと思います。ただ、今後ソフト面に力を入れていくということが互理の農業を一層活性化させていく一助になると思いますので、ぜひその辺も、基本的な構想もしっかり見詰めて対応していただければありがたいと思います。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦彦議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告4番までとし、通告5番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問はあす午前10時から継続することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時20分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 安藤 美重子

署名議員 大槻 和弘